

平成 28 年 9 月 2 日（金曜日）

第 3 回 松 島 町 議 会 定 例 会 会 議 録

（第 1 日 目）

平成28年第3回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（13名）

1 番	澁谷 秀夫 君	2 番	赤間 幸夫 君
3 番	櫻井 靖 君	4 番	(欠番)
5 番	後藤 良郎 君	6 番	小幡 公雄 君
7 番	高橋 幸彦 君	8 番	今野 章 君
9 番	太齋 雅一 君	10 番	色川 晴夫 君
11 番	菅野 良雄 君	12 番	高橋 利典 君
13 番	阿部 幸夫 君	14 番	片山 正弘 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	櫻井 公一 君
副 町 長	熊谷 清一 君
総務課 長	亀井 純 君
財務課 長	櫻井 一夫 君
企画調整課 長	千葉 繁雄 君
町民福祉課 長	阿部 利夫 君
健康長寿課 長	児玉 藤子 君
産業観光課 長	安土 哲 君
建設課 長	赤間 春夫 君
会計管理者兼会計課 長	阿部 礼子 君
水道事業所 長	佐藤 進 君
危機管理監	赤間 隆之 君
総務課参事兼総務管理班 長	太田 雄 君
教 育 長	小池 満 君
教 育 次 長	櫻井 光之 君
教 育 課 長	本間 澄江 君

事務局職員出席者

事務局 長 千葉 義 行

主 事 磯 田 友 希

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 2 8 年 9 月 2 日（金曜日） 午前 1 0 時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

9 月 2 日から 9 月 1 6 日まで 1 5 日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 議会活性化調査特別委員会の調査報告について

〃 第 5 議案第 6 4 号 松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）

〃 第 6 議案第 6 5 号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について（提案説明）

〃 第 7 議案第 6 6 号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について（提案説明）

〃 第 8 議案第 6 7 号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更について（提案説明）

〃 第 9 議案第 6 8 号 吉田川流域溜池大和町外 2 市 4 ケ町村組合理約の変更について（提案説明）

〃 第 1 0 議案第 6 9 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について（提案説明）

〃 第 1 1 議案第 7 0 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について（提案説明）

〃 第 1 2 議案第 7 1 号 仙台市都市圏広域行政推進協議会規約の変更について（提案説明）

〃 第 1 3 議案第 7 2 号 指定管理者の指定について（提案説明）

【三十刈避難所】

〃 第 1 4 議案第 7 3 号 指定管理者の指定について（提案説明）

【三浦避難所】

- Ⅱ 第 1 5 議案第 7 4 号 和解及び損害賠償の額の決定について（提案説明）
- Ⅱ 第 1 6 議案第 7 5 号 財産の取得について（提案説明）
- Ⅱ 第 1 7 議案第 7 6 号 平成 2 8 年度松島町一般会計補正予算（第 4 号）について（提案説明）
- Ⅱ 第 1 8 議案第 7 7 号 平成 2 8 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について（提案説明）
- Ⅱ 第 1 9 議案第 7 8 号 平成 2 8 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- Ⅱ 第 2 0 議案第 7 9 号 平成 2 8 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について（提案説明）
- Ⅱ 第 2 1 議案第 8 0 号 平成 2 8 年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- Ⅱ 第 2 2 議案第 8 1 号 平成 2 8 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- Ⅱ 第 2 3 議案第 8 2 号 平成 2 8 年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- Ⅱ 第 2 4 議案第 8 3 号 平成 2 8 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について（提案説明）
- Ⅱ 第 2 5 議案第 8 4 号 平成 2 8 年度松島町水道事業会計補正予算（第 2 号）について（提案説明）
- Ⅱ 第 2 6 議案第 8 5 号 平成 2 7 年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（提案説明）
- Ⅱ 第 2 7 議案第 8 6 号 平成 2 7 年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- Ⅱ 第 2 8 議案第 8 7 号 平成 2 7 年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- Ⅱ 第 2 9 議案第 8 8 号 平成 2 7 年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- Ⅱ 第 3 0 議案第 8 9 号 平成 2 7 年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(提案説明)

- Ⅱ 第 3 1 議案第 9 0 号 平成 2 7 年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)
 - Ⅱ 第 3 2 議案第 9 1 号 平成 2 7 年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)
 - Ⅱ 第 3 3 議案第 9 2 号 平成 2 7 年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)
 - Ⅱ 第 3 4 議案第 9 3 号 平成 2 7 年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)
 - Ⅱ 第 3 5 議案第 9 4 号 平成 2 7 年度松島町水道事業会計決算認定について (提案説明)
 - Ⅱ 第 3 6 報告第 9 号 平成 2 7 年度松島町健全化判断比率について
 - Ⅱ 第 3 7 報告第 1 0 号 平成 2 7 年度松島町資金不足比率について
 - Ⅱ 第 3 8 議案第 9 5 号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - Ⅱ 第 3 9 議案第 9 6 号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - Ⅱ 第 4 0 諮問第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（片山正弘君） おはようございます。

平成28年第3回松島町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをいたします。松島町磯崎—————さん外1名でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、2番赤間幸夫議員、3番櫻井靖議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（片山正弘君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの15日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月16日までの15日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（片山正弘君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、挨拶と行政報告をお願いいたします。町長。

○町長（櫻井公一君） 本日、第3回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただきまことにありがとうございます。

まず初めに、大型の台風10号は観測史上例のない進路で東北地方に上陸し、縦断し、各地に被害をもたらしました。岩手県、また北海道において死亡事故が発生し、犠牲になられた方々の御霊に哀悼の意を表したいと思います。

本町においては、台風の接近に伴い、去る8月29日、関係機関との打ち合わせや、災害対策

会議を持ち、翌30日午前7時30分に警戒本部を設置しました。午前8時30分に町内全域に避難準備情報を発令し、避難所を開設。関係機関と連携しながら災害対策、避難対応を行いました。午後6時に避難準備情報解除にあわせ避難所を閉鎖したところであります。

このたびの台風では、幸いにも大きな被害の報告はありませんが、被害調査を継続してまいります。

今後も、町民の生命と財産を守るため、皆様のご協力をいただきながら、災害に強いまちづくりに努めてまいります。なお、台風10号に関する対応状況等につきましては、本日配付しております資料をご高覧願います。

次に、6月末に小池教育長より、仙台大学との地域連携に関する協定の取り交わしに向けた協議を実施したいとの申し入れがありました。町と仙台大学が連携、協力することにより、大学が有する知的資源、人的資源、物的資源を生かし、児童・生徒の体力低下や部活指導等、さまざまな教育上の諸問題への的確な対応や、超高齢化社会を見据え、医療費の抑制に向けた介護予防や生活習慣予防対策において不足している実践的な運動指導ができる人材の育成並びに大学生の教育実習生等の積極的な受け入れ等、双方に教育の充実が図られるものと考えております。町といたしましても、少子高齢化に向け、大変効果的な取り組みであると考えられることから、今後議会に対し、大学との連携に関する報告を随時行い、議会のご意見並びにご指導をいただきたいと考えております。

次に、6月の議会定例会において、一般質問のありました第2小学校用地内の民間用地について、6月24日に役場で地権者と面談を行いました。面談では地権者の考えを伺い、またあわせてこの問題にかかわる関係者の話も伺いながら、現在問題点や課題を整理しておりました。今後進展がありましたら、改めて報告させていただきます。

さて、本日提案いたします議案は、条例の一部改正が1件、その他議案が12件、平成28年度補正予算が9件、平成27年度決算認定が9件、人事案件が3件、報告事項が2件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成28年6月12日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。6月10日に、第2回松島町議会定例会を招集し、15日までの会期において松島町ふるさと納税基金条例の制定、平成28年度一般会計補正予算案等の議案をご審議いただき、承認をいただきました。

6月26日は、第1回まつの市が開催されました。ことし最初のまつの市は天候にも恵まれ、多くの方が来場しました。

7月11日は、第1回松島町まちづくり検討委員会を開催いたしました。この委員会は、委員等15名で構成され、都市計画マスタープランを始め、まちづくりに係る各種計画の策定や見直し、策定等における各種計画の促進のために必要な検討などを行っていただきます。

同日、第1回松島町子ども・子育て会議を開催し、町内保育所のあり方についてご意見をいただきました。

7月14日には、狂言の人間国宝であります野村萬氏が来庁しました。野村氏は平成30年に落慶法要が予定されている瑞巖寺での能楽を披露するために、視察を兼ねて松島町を訪れていました。当日、野村氏は職員に対し、能の世阿弥の言葉から、大切なのは時々の初心を忘れないことであると貴重なお話をしていただきました。

7月19日には、第2回松島町議会臨時会を招集し、財産の取得、工事請負契約の締結、平成28年度一般会計補正予算案の議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。

7月24日には、第1回アトレ・るまつりが開催され、ミニSLや大道芸人のパフォーマンス、同時開催のまつの市などで、会場は大変盛り上がりしました。

7月28日には、第1回ディスカバー松島プロジェクト推進検討委員会を開催しました。この委員会は委員15名で構成され、今年度、観光地域づくりについて検討していただきます。

8月2日には、第1回松島水族館跡地利用検討懇話会が開催され、県より基礎調査の概要、基礎調査における利活用モデル案等について説明を受け、その後意見交換が行われました。

8月15日から16日までは、松島流灯会海の盆が開催され、盆踊りや灯籠流しなど、さまざまな催しが行われ、延べ4万2,000人の町民や観光客が会場に足を運び、夏のひとときを楽しみました。

8月17日には、松島こども英語ガイド修了式を実施しました。小学5年生から中学2年生までの松島の子供たち16人がプロのガイドから話を聞き、その後、みずからが英語ガイドを考え、8月12日と15日の2日間、瑞巖寺などにおいて、海外からの観光客に英語で元気に楽しくガイドを行いました。

8月19日には、見事東北大会を制覇し、松島中学校野球部が第38回全国中学校軟式野球大会の第1戦目に臨みました。試合は1対1の緊迫した攻防が続き、延長でも決着がつかず、特別延長にもつれ込みましたが、あと少しのところ惜敗しました。野球部の粘りの野球に、スタンドで応援していた保護者や吹奏楽部、そしてたくさんの町民の皆さんは大きな声援を

送っておりました。

8月30日は、橘復興副大臣が来庁され、復興事業について説明し、意見交換を行いました。

次に、要望等でございますが、7月22日に、平成29年度政府予算編成並びに施策に関する要望及び東日本大震災に関する要望のほか2件につきまして、要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君） これで町長の行政報告を終わります。

続いて、議長の諸報告に入ります。議長の諸報告は印刷をしてお手元に配付しております。

概要だけを申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

1、出納検査・監査の報告についてであります。6月23日、8月2日、8月23日の例月出納検査の報告をいただいております。

2番目、請願・陳情・意見書等の受理については1件であります。内容は記載のとおりであります。

3番、請願・陳情・意見書等の処理は3件であります。内容は記載のとおりであります。

4番、行政視察であります。8月1日に、南三陸町議会、行財政改革に関する特別委員会が、議会基本条例制定までの経緯と議会活動についての調査のため来町しております。

5番目、会議等であります。6月10日の平成28年第2回松島町定例会を含め総件数63件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

議会だよりの発行であります。8月1日に「まつしま議会だより」第127号が発行されております。議会広報発行対策特別委員会の皆様には大変ご苦労さまでございました。

7番、委員会調査についてであります。6月20日から22日までの日程で、第1常任委員会が一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー及び沖縄県本部町へ、7月6日から8日までの日程で第2常任委員会が、広島県坂町、島根県邑南町、岡山県奈義町を視察しております。

8番目、議員、委員派遣についてであります。7月27日から29日までの日程で開催されました宮城県町村議会議員講座に、延べ14名の議員を派遣しております。また、8月22日には、宮城県町村議会議員研修会が大和町で開催され、議員10名を派遣しております。内容等は記載のとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、一部事務組合及び広域連合議会の報告に入ります。

報告につきましては、お手元に配付している組合議会議員及び広域連合議会議員の報告書配付により、一部事務組合議会並びに広域連合議会の報告とさせていただきます。

なお、6月定例会以降に開催されました議会につきましては、宮城県東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会、宮城県後期高齢医療広域連合議会、吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合議会であります。

以上で、一部事務組合議会及び広域連合議会の報告を終わります。

日程第4 議会活性化調査特別委員会の調査報告について

○議長（片山正弘君） 日程第4、議会活性化調査特別委員会の調査報告についてを議題といたします。

本特別委員会は、議会の活性化に関する事項を調査のため、平成26年3月20日に設置され、本定例会までの調査、検討を重ねてまいりました。特別委員長より、調査結果について報告を求めます。1番澁谷秀夫委員長、登壇の上お願いいたします。

○1番（澁谷秀夫君） おはようございます。

それでは、私から議会活性化調査特別委員会調査報告書につきまして、ご報告させていただきます。

1、調査事件は、議会の活性化に関する事項、①議会報告会のあり方について、②常任委員会の視察研修にかかる旅費（費用弁償）について、③常任委員会の任期について、④議員相互間の自由討議について、⑤一般質問の実施方法について、⑥総括質疑のあり方について、⑦議場における携帯品について、⑧情報公開について、⑨政務活動費について、⑩の1議員報酬について、⑩の2委員長手当について、⑪通年議会について、⑫その他（特別委員会で決定した事項）、1）議席の指定について、2）議会傍聴席に入ることのできない人について、3）政策立案常任委員会（仮称）について、4）議会広報発行対策特別委員会の常任委員会化について。

2、報告事由。本特別委員会は、地方自治法第109条第1項及び松島町議会委員会条例第4条に基づき、平成26年3月20日、議員提案第1号として議決、設置され、議会の活性化について調査、検討を行ってきた。本特別委員会として、調査が終了したので、松島町議会会議規則第76条の規定により報告を行うものであります。

3、調査期日、場所。特別委員会は平成26年5月21日水曜日、議事堂ほか記載のとおりでございます。

次ページをお開きください。

小委員会、平成28年2月15日月曜日302会議室ほか記載のとおりであります。

4、委員会の構成及び出席委員。特別委員会、議長を除く議員13名で構成。委員名は記載のとおりでございます。

なお、平成28年9月15日、片山正弘委員、議長就任により特別委員会の委員から外れ、以後12名の委員会構成となっております。

小委員会（情報公開についての調査事項）。委員のうち5名で構成いたしました。委員名は記載のとおりでございます。

5、調査概要であります。本特別委員会は、地方自治法第109条第1項及び松島町議会委員会条例第4条に基づき、平成26年3月20日、議員提案第1号として設置され、調査期間を平成28年9月定例会までと定め、議会の活性化について調査検討を行ってきた。

調査検討事項としては、調査に入る前に委員から提示された14項目と、調査段階で追加決定された2項目の合わせて16項目である。

調査に当たり、優先すべき事項の順から進めることとし、調査検討を実施した。この間、調査が終了した議員報酬の見直し、常任委員会の視察研修に係る旅費（費用弁償）について、常任委員会の任期についての3項目については、平成27年9月定例会において、また、情報公開（議会のインターネット中継）については、平成28年6月定例会において、松島町議会会議規則第46条第2項の規定により中間報告を行っている。

調査項目は、平成28年8月までに16項目の全てを終了した。その結果として、議会活動の中で対応が図れるもの、変更、または改正を図るべきものなど、それぞれの調査項目に対し、特別委員会として調査結果を集約することができた。なお、調査検討を進める過程で、当初よりその他の検討事項（特別委員会で決定した事項）がふえたこともあり、特に一部の検討事項については、慎重に審議検討を重ねた。

6、調査経過であります。

平成26年3月20日の定例会本会議において、議会活性化調査特別委員会を設置。議長を除く13名の議員で構成。

平成26年5月21日、特別委員会において、調査協議事項、特別委員会の今後の進め方調査検討事項等について。議会報告会のあり方について。

平成26年8月8日、特別委員会。調査協議事項、常任委員会の視察研修に係る旅費（費用弁償）について。常任委員会の任期について。

平成26年10月30日、特別委員会。調査協議事項、常任委員会の視察研修に係る旅費（費用弁償）について。常任委員会の任期について。

平成26年11月18日、特別委員会。調査協議事項、議員報酬について。委員長手当について。

平成26年12月17日、特別委員会。調査協議事項、議員報酬について。

平成27年1月28日、特別委員会。調査協議事項、議員報酬について。

平成27年2月16日、特別委員会。調査協議事項、議員報酬について。政務活動費について。

平成27年3月20日、特別委員会。調査協議事項、議員報酬について。

平成27年4月20日、経過報告書提出。議員報酬の見直しについて（議長宛て、調査に係る経過報告書を提出）。

平成27年4月23日、特別委員会。調査協議事項、政務活動費について（議員報酬見直しについての経過報告書の写しの配布と説明）。

平成27年5月28日、特別委員会。調査協議事項、一般質問について。総括質疑について。

平成27年9月18日、中間報告書提出。常任委員会の視察研修に係る旅費（費用弁償）について。常任委員会の任期について。

議員報酬の見直しについて（議長宛て、調査が終了した3件について報告書を提出）。

平成27年11月25日、特別委員会。調査協議事項、議場における携帯品について（IT機器の持ち込み等について傍聴人を含め検討していくこととした）。

情報公開について（インターネット中継に関し小委員会を設置し検討することとした）。

政策立案常任委員会（仮称）について、継続で調査することとした。

平成28年2月15日、小委員会。インターネット中継について。

同じく平成28年3月14日、小委員会。インターネット中継について。

平成28年3月23日、小委員会。インターネット中継について。

平成28年4月5日、特別委員会。調査協議事項、情報公開について。

小委員会の調査報告（インターネット中継）。

議員報酬の見直しについて（公聴会等の開催に係る確認及び今後の手続き等について）。

平成28年4月11日、小委員会。インターネット中継について。

平成28年4月22日、小委員会。インターネット中継について（まとめ）。

平成28年5月10日、特別委員会。調査協議事項、情報公開について。

小委員会の調査報告（インターネット中継）。

議会広報発行対策特別委員会の常任委員会化について（県内町村の実施状況等について）。

経過報告書提出、議員報酬の見直しについて（議長宛て、今後の手続等の経過について報告書を提出）。

平成28年6月1日、中間報告書提出、情報公開について（インターネット中継について）（議長宛て、調査終了の報告書を提出）。

平成28年7月19日、特別委員会。調査協議事項、特別委員会のこれまでの調査経過と今後の進め方について。議会広報発行対策特別委員会の常任委員会化について。政策立案常任委員会（仮称）の設置について。議場における携帯品について。

平成28年8月4日、特別委員会。調査協議事項、議会広報発行対策特別委員会の常任委員会化について（常任委員会化は今後必要であるとの意見を集約した）。

政策立案常任委員会（仮称）の設置について（現在の常任委員会、特別委員会等で対応可能、現状維持と決した）。

議場における携帯品について（IT機器の普及に伴う持ち込みについて、禁止規定について改正など字句の整理をすべきとした）。

政務活動費について（現状維持とし、対象経費の具体的な申し合わせ事項を定めることとした）。

議員相互間の自由討議について（自由討議の対象とする議案の拡大について、議運で検討することとした）。

平成28年8月25日、特別委員会。調査協議事項、議会活性化調査特別委員会調査報告書（案）について。

7、調査結果。

平成26年3月20日の特別委員会設置以来、16項目の議会活性化に関する事項について、16回の特別委員会及び5回の小委員会を開催し、調査検討を行った結果については下記のとおりである。

調査事項①議会報告会のあり方について。

開催時期及び報告内容等を含めた議会報告会実施要項を作成し、実施要項に基づき、平成26年8月8日付で施行とすることとした。

調査事項②常任委員会の視察研修にかかる旅費（費用弁償）について。

議員活動の目的達成及び諸経費の値上げ等を考慮し、1人当たりの上限額について10万円とし、平成27年度から実施することとした。また、視察研修に伴うバス等借り上げ料は現行どおり（別途使用料での予算措置）とした。平成27年度から実施済み。

調査事項③常任委員会の任期について。

議員個々の活動、取組等を考慮し、現行の４年から２年とすることとした（委員会条例を改正、平成27年12月15日から施行）

調査事項④議員相互間の自由討議について。

従前のおおり、議会基本条例の運営に基づくものとし、議会運営委員会において対象とする議案等について検討することとした。

調査事項⑤一般質問の実施方法について。

従前のおおり、通告制のもと議案審議後に実施することとした。資料等の提出に当たっては、事前に議長の許可制とした。

調査事項⑥総括質疑のあり方について。

従前のおおり（通告なし、一問一答式、時間無制限）とした。

調査事項⑦議場における携帯品について。

携帯電話やスマホ等のＩＴ機器類の議場への持ち込みの際、電源を切るかマナーモード設定での対応をお願いしている持ち込み規制に関して、時代背景に即した字句等の整理等、規則の改正を図ることとした。

調査事項⑧情報公開について。

議会のインターネット中継配信の導入については、小委員会を設置し協議を重ねた結果、議会の情報公開の上からも必要性を確認。導入すべきものとして、平成28年６月１日付で議長に対し特別委員会として調査を終了した旨の中間報告書を提出した。

調査事項⑨政務活動費について。

条例の規定により、会派や議員個人に交付されるものであるが、政務活動費の対象経費について、より具体的な申し合わせ事項を定めることとし、交付金額については現状を維持することとした。

調査事項⑩の１議員報酬について。

若い世帯や女性の中から松島町議会に対し関心を向けてもらい、議員として参画してもらう。そして、議員に求められる専門性を高め、資質を向上するために、議員報酬の見直し（引き上げ）を図ることが必要であるとし、見直し後の議員報酬を松島町長の給料月額の３分の１程度（28万1,000円）とすることを特別委員会の総意とした。なお、平成27年４月20日に調査検討についての報告書、平成27年９月18日に調査終了の中間報告書、平成28年５月10日に経過についての報告書を議長に提出している。

調査事項⑩の２委員長手当について。

委員長手当（報酬）については、従前のとおり、設けないこととした。

調査事項⑪通年議会について。

専決処分の抑制、陳情、請願等の審査の迅速等のメリットもあるが、現状の委員会の対応でも可能であると判断した。導入に当たっては時期尚早との意見で集約し、見送ることとした。

調査事項⑫その他（特別委員会で決定した事項）

その１、議席の指定について。

現状、会派、党派による議席指定がなされており、議会先例集では、くじによる指定となっており、整合性がとれていないため、現状での対応が図れるよう先例集の規定を改正することとした。

その２、議会傍聴席に入ることのできない人について。

議会傍聴規則の規定について、現状に照らし、時代に合わせた文言の整理が必要と判断、議場における携帯品と同様に、条文の字句等、規則の改正を図ることとした。

その３、政策立案常任委員会（仮称）について。

現行の常任委員会での審査等で対応可能と判断。新たな組織化（常任委員会化）の必要性は薄いとの判断から、現状を維持することとした。

その４、議会広報発行対策特別委員会の常任委員会化について。

議会の公開を進めていく上で、年間を通じて活動しており、常任委員会を設置するとの意見で集約した。

以上、議会活性化調査特別委員会に付託された「議会の活性化に関する事項」の調査を全て終了したのでご報告いたします。終わります。

○議長（片山正弘君）　ご苦労様です。先ほど、委員長から報告いただいたわけでありましたが、報告書の２ページになりますが、議長就任の月日が平成28年９月15日と記載してありますが、ここは平成27年９月15日に訂正方よろしく願いいたします。

以上で、議会活性化調査特別委員会の調査報告を終わります。

日程第５　議案第６４号　松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正 について（提案説明）

○議長（片山正弘君）　日程第５、議案第64号松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第64号、松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、磯崎避難所及び名籠避難所の建設に伴い、本条例に当該施設を加えるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案提案理由の説明が終わりました。

日程第6 議案第65号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について（提案説明）

日程第7 議案第66号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について（提案説明）

日程第8 議案第67号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更について（提案説明）

日程第9 議案第68号 吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合理約の変更について（提案説明）

日程第10 議案第69号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について（提案説明）

日程第11 議案第70号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について（提案説明）

日程第12 議案第71号 仙台市都市圏広域行政推進協議会規約の変更について（提案説明）

○議長（片山正弘君） お諮りします。日程第6、議案第65号から日程第12、議案第71号までは富谷町の市制移行に伴う規約の変更に関する議案であり、関連がございますので、一括議題とし、一括して提案理由の説明を求めたいと思います。

なお、議案の朗読については、省略いたします。

このことについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

日程第6、議案第65号から日程第12、議案第71号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第65号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成28年10月10日から、富谷町の名称を富谷市に変更することに伴い、宮城県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第66号宮城県市町村自治振興センター規約の変更についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第286条第2項の規定により、平成28年10月10日から、富谷町の名称を富谷市に変更することに伴い、宮城県市町村自治振興センター規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第67号宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成28年10月10日から、富谷町の名称を富谷市に変更することに伴い、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第68号吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合理約の変更についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成28年10月10日から、富谷町の名称を富谷市に変更することに伴い、吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合理約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第69号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成28年10月10日から、富谷町の名称を富谷市に変更することに伴い、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第70号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成28年10月10日から、富谷町の名称を富谷市に変更することに伴い、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約を

別紙のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第71号仙台市都市圏広域行政推進協議会規約の変更についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第252条の6の規定により、平成28年10月10日から、富谷町の名称を富谷市に変更することに伴い、仙台市都市圏広域行政推進協議会規約を別紙のとおり変更することについて、同条において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 以上で、議案第65号から議案第71号までの提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第72号 指定管理者の指定について（提案説明）【三十刈避難所】

○議長（片山正弘君） 日程第13、議案第72号指定管理者の指定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第72号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

三十刈避難所の指定管理者の指定について、松島町松島区を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、危機管理監より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） それでは、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

三十刈の指定管理につきましては、以前より松島区との話し合いを行っておりまして、今回の指定管理の申請となったものでございます。

一番後ろに添付しております図面をごらんになっていただきたいと思います。

当該施設は、三十刈駐車場の西側造成地に建設されました鉄骨平屋建て306平方メートルの避難施設となっております。当該施設も避難所としての利用が基本となっておりますけれども、平時の際には地区のコミュニティの場として利用され、特に156平方メートルの集会施設におきましては、多目的な利用が可能となっております。

資料を戻っていただいて、資料2の2ページをごらんになっていただきたいと思います。

利用料金になります。利用料金につきましては、今年7月より指定管理を開始しております松島防災センターと同様に、時間区分当たり1,000円に設定いたしまして、地域や町の行事等に使用する場合は、利用料は免除という内容になっております。また、施設の利用とあわせまして、冷暖房、ガス等を使用する場合におきましては、時間区分当たり、冷暖房利用が500円、ガス代は200円ということで納めていただくような内容になっております。

次ページになります。

収支計画書につきましては、利用料金収入が個人的利用、主に事業者の方になりますけれども、利用を月4回の6カ月分といたしまして4万8,000円。その他の団体の利用を月2回、これを6カ月間といたしまして1万2,000円。これら利用料に伴う冷暖房、ガス等の使用料、合わせて2万2,000円を合わせまして、8万2,000円の料金を見込んでおります。

その他の収入といたしましては、水道料、電気料の基本料金6カ月間分、こちら9万円が指定管理料として収入となっております。

支出につきましては、施設管理責任者への手当といたしまして、月5,000円を6カ月間分。その他電気料、水道料、ガス代など、施設の管理費といたしまして合計13万9,000円を見込んでおります。また、消耗品費3,000円分もあわせて計上しております。

今回の指定管理期間につきましては、通常3年の設定期間となっておりますけれども、既設の避難施設及び集会施設等が終了期間を平成29年3月31日までと設定していることから、更新時期を合わせるということから、当該施設におきましても、終了時期を合わせることで6カ月の指定管理期間となっているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第73号 指定管理者の指定について（提案説明）【三浦避難所】

○議長（片山正弘君） 日程第14、議案第73号指定管理者の指定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第73号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

三浦避難所の指定管理者の指定について、松島町手樽区を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、危機管理監より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） それでは、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

三浦避難所の指定管理につきましては、以前から手樽区との話し合いを行っておりまして、今回の指定管理の申請となっているところでございます。

こちら、後ろに添付しております図面をごらんになっていただきたいと思います。

三浦避難所は、三浦地区の造成地に建設されました鉄骨平屋建て146平方メートルの施設となっております。当該施設におきましても、避難所としての利用をもとに、平時の際は地区の会議、コミュニティの場として利用される予定となっております。

資料をまた戻っていただいてよろしいでしょうか。

資料の2枚目の別紙をごらんになっていただきたいと思います。

利用料金のところでございます。利用料金につきましては、既に指定管理を開始しております手樽防災センター、古浦避難所と同様に時間区分当たり、こちら1,000円ということでの設定となっております。同じく他の施設と同様に、地域や町の行事等に使用する場合におきましては、利用料はこちらも免除ということとなっております。また、施設の利用に伴いまして、暖房及びガス等を使用する場合には、時間区分当たり冷暖房費500円、ガス代は200円ということとなっております。

次ページに移らせていただきます。

収支計画書になります。利用料金収入が、こちらは月に延べ大体7団体の利用を見込んでおりまして、6カ月間で4万2,000円。これら施設利用に伴います冷暖房とガスの使用料、こちらが2万2,000円、合わせまして6万4,000円を見込んでおります。

また、その他収入につきましては、水道料、電気料の基本料金が6カ月間分と、浄化槽保守点検等を合わせまして8万9,000円の指定管理料としての収入を見込んでおります。

支出につきましては、施設の管理責任者への手当といたしまして、月3,000円を6カ月間分。その他、電気、水道、ガス代、浄化槽保守点検など施設管理費といたしまして13万3,000円を見込んでおります。また、こちら消耗品といたしまして2,000円分もあわせて計上しております。

今回の指定管理期間につきましては、先ほどの三十刈避難所と同様に、通常3年の設定期間を設けるところではございますが、既設の避難施設及び集会施設等の終了時期が平成29年3月31日までという設定になっておりますので、こちらの避難施設におきましても、終了時期

を合わせまして6カ月間の指定管理期間となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第74号 和解及び損害賠償の額の決定について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第15、議案第74号和解及び損害賠償の額の決定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第74号和解及び損害賠償の額の決定についての提案理由を申し上げます。

和解及び損害賠償の額の決定について地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事故の概要につきましては、平成28年5月20日午前10時ごろ、小学校の敷地内において除草作業中、駐車していた車両に飛び石し、車両側面が損傷したものであります。

和解内容及び損害賠償額につきましては、町が相手方に対し損害賠償金14万8,064円を支払うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 本間教育課長。

○教育課長（本間澄江君） 今回の事故につきましては、平成28年5月20日、登校・登園時間が済んだ10時ごろから、第二小学校敷地内の草刈りをしておりました。駐車場を背にして草刈り作業をしていたため、体調を崩した園児を迎えに来た保護者の車に気づかず、そのまま作業を進めたため、草刈り機から飛んだ飛び石が車に当たり、車体側面が損傷したものであります。職員には、今後十分注意をして作業を行うよう指導しております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第75号 財産取得について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第14、議案第75号財産取得について（提案説明）を議題といたします。

本案については、高橋幸彦議員の一身上に関する事件等と認められますので、地方自治法第

117条の規定によって高橋幸彦議員の退場を求めます。

〔7番 高橋幸彦君 退場〕

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第75号財産の取得についての提案理由を申し上げます。

今回の財産を取得することにつきましては、社会資本整備総合交付金（復興枠）で予算の配分を受けた、町道根廻磯崎線道路整備事業に必要な土地を取得するものであり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、議案第75号財産の取得につきまして説明いたします。

議案の財産取得につきましては、復興事業であります町道根廻磯崎線道路整備事業、根廻側にかかる事業用地を取得するものであります。用地概要説明書をお開きください。

町道根廻磯崎線につきましては、起点が国道45号根廻地区、終点が県道奥松島松島公園線磯崎地区を結ぶ道路であります。

図面左上に位置図がありますが、起点部につきましては、国道45号の根廻交差点より石巻側に550メートルの箇所、終点部につきましては、磯崎の県道奥松島松島公園線、セブンイレブン前となっております。

根廻磯崎線根廻側につきましては、国道45号より路線中間付近であります美映の丘の入り口までの延長1,550メートルが事業区間であります。

今回の議案であります事業用地取得につきましては、路線中間付近となります美映の丘の現在道路が完成している延伸部より、運動公園前の町道交差点区間となっております。

図面左下の平面図をごらんください。

④部分が美映の丘側の現在道路が完成している箇所になります。②が運動公園側の町道交差点付近であります。

対象地につきましては、7筆でありまして、図面右上の買収内訳にありますが、7筆合計で1万3,309平方メートルであります。土地単価につきましては、雑種地が1万3,300円、山林が1,300円であります。

図面右下、左下に道路計画平面図と公図がありますが、現況は山となっております、主に

盛り土を行い道路を築造するものであります。

道路計画平面図では、青が道路の形であります。公図写しでは、赤着色が用地取得箇所となっております。

議案書にお戻りいただきまして、用地買収の内訳につきましては、取得する財産、松島町磯崎割波三7番の1の一部、松島町磯崎字割波三38番1の一部、松島町磯崎字割波三42番1の一部、松島町磯崎字割波三42番7の一部、松島町磯崎字二ノ矢22番1の一部、松島町磯崎字洞2番3の一部、松島町磯崎字美映の丘9番1の一部であります。

地籍につきましては、1万3,309平方メートル。

取得金額につきましては、2,098万5,700円であります。

契約の相手方。松島町磯崎字磯崎16番地、林裕志氏。松島町磯崎字磯崎91番地の12、高橋幸彦氏であります。

平成28年7月27日に仮契約を締結しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

高橋幸彦議員の除斥を解きます。

〔7番 高橋幸彦君 入場〕

次に、日程第17に入るわけではありますが、ここで若干の休憩に入りたいと思います。

11時10分まで休憩したいと思います。

午前10時56分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第17 議案第76号 平成28年度松島町一般会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第17、議案第76号平成28年度松島町一般会計補正予算（第4号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第76号平成28年度松島町一般会計補正予算の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成27年度決算に伴う繰越金等について補正するものであります。補正の概要を歳入歳出、補正予算、事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、6ページをお開き願います。

2款総務費13目施設管理費につきましては、高城コミュニティセンターの隣接家屋への落雪被害防止のため雪どめネット設置工事について補正するものであります。

16目震災復興基金費につきましては、復興財源として寄附をいただいた寄附金について積み立てするものであります。

17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、平成27年度までに実施した事業に繰り入れをした繰入金の不要相当額について、基金へ積み立てするものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳につきましては、個人番号カード交付事業関連事務に要する費用として、地方公共団体情報システム機構への負担金を補正するものであります。

7ページをお開き願います。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、平成28年12月1日での民生委員児童委員の一斉改選に伴い、平成28年7月28日、民生委員推薦会を開催し、定員40人に対し37人の了承をいただきましたが、今後3人の欠員分補充に係る推薦会開催経費を補正するものであります。

5目介護保険対策費につきましては、高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定に係る事務費として、介護保険特別会計へ繰り出しするものであります。

2項6目子育て支援事業費につきましては、子育て支援施策に係る情報提供の充実を図るため、子ども・子育て情報を総合的に掲載したホームページ作成に係る経費を補正するものであります。

4款衛生費1項2目予防費につきましては、予防接種法施行令等の一部改正に伴い、平成28年10月1日から定期の予防接種対象、疾病にB型肝炎が追加されることに伴い補正するものであります。

6款農林水産業費3項4目漁港建設費、13節委託料につきましては、古浦漁港防潮堤整備工事施工時にJR仙石線軌道への影響を考慮する解析が必要なことから、照査設計に要する経費を補正するものであります。

15節工事請負費につきましては、銭神漁港の防潮堤整備工事に要する経費を補正するものであります。

8ページをお開き願います。

7 款商工費 1 項 3 目観光費につきましては、観光行政に伴う事務補助員賃金等を補正するものであります。

8 款土木費 5 項 5 目街路事業費につきましては、東日本大震災復興交付金事業であります根廻磯崎線（磯崎地区）の J R 仙石線跨線橋について、J R 受託工事に向けた詳細設計業務、社会資本整備総合交付金事業である根廻磯崎線根廻地区の公有財産購入費と補償補填及び賠償金が確定したことによる事業費組み替え等により補正するものであります。

9 ページをお開き願います。

10 款教育費 1 項 1 目教育委員会費につきましては、今年度より、町内各小学校で実施される松島町指導力向上プログラム事業検討会に生かすため、全国学力トップである秋田県にかほ市で開催される教科指導公開研究に参加するための経費について補正するものであります。

2 目事務局費につきましては、松島中学校において、吹奏楽部が福島県郡山市で開催される東北大会へ、卓球個人で山梨県甲府市で開催される全日本卓球選手権への出場が決定したことにより、これらに係る経費を補助金として補正するものであります。

22 節賠償補填及び賠償金につきましては、議案第 74 号和解及び損害賠償の額の決定についてに係るものであり、その賠償金を補正するものであります。

2 項 1 目小学校管理費につきましては、情緒障害などの特別な配慮が必要な児童に関し、学級担任を補助する特別支援教育補助員の賃金等について補正するものであります。

4 目学校建設費につきましては、来年度以降入学予定の障害のある児童が安全に学べる環境を整備するため、特別支援学級の増設と校舎内環境整備に係る改修に係る実施設計に要する経費について補正するものであります。

10 ページをお開き願います。

3 項 1 目中学校管理費につきましては、中学校の部活動が本年度目覚ましい活躍があり、生徒輸送に係るバス借り上げ料が当初予算額を上回ったことから、今後の新人戦や駅伝大会等に係るバス借り上げ料について補正するものであります。

4 項 3 目文化財保護費につきましては、松島町歴史文化基本構想を策定するための経費について補正するものであります。

11 款災害復旧費 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費につきましては、松島大橋災害復旧事業に係る河川管理者との協議により、高城川堤防の追加設計及び仮設栈橋修正設計が必要となったことから補正するものであります。

歳入につきまして、3 ページをお開き願います。

10款地方特例交付金及び11款地方交付税の普通交付税につきましては、今年度の交付額の確定に伴い増額するものであります。

15款国庫支出金 2 項 1 目総務費国庫補助金から、7 目農林水産業費国庫補助金及び 4 ページの16款県支出金 2 項 2 目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しましたそれぞれの事業に対するものであります。

18款寄附金 1 項 4 目教育費寄附金につきましては、東京都の株式会社コヤマドライビングスクールより、東日本大震災の影響を受けた子供たちの心のケアや学校教育の復興充実に活用してほしいとの意向で寄附をいただいたものであります。

19款繰入金 1 項特別会計繰入金につきましては、平成27年度決算に伴う繰越金について、財源を精査し、各種特別会計より受け入れするものであります。

5 ページをお開き願います。

2 項 1 目財政調整基金繰入金及び 4 目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました事業に対するものであります。

20款繰越金につきましては、平成27年度決算に伴い補正するものであります。

21款 5 項 2 目雑入につきましては、歳出でご説明しました対物損害賠償金に対する賠償責任保険金について補正するものであります。

22款町債 1 項 3 目土木債につきましては、歳出でご説明しました社会資本整備総合交付金の事業である根廻磯崎線（根廻地区）に伴う地方債の充当率拡充により補正するものであります。

6 目臨時財政対策債につきましては、今年度の普通交付税の算定に基づき補正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉繁雄君） それでは、歳出 2 款 1 項17目東日本大震災復興交付金基金費につきまして、東日本大震災復興交付金基金積立金内訳の資料に基づき説明させていただきます。

今回の補正につきましては、平成24年度から平成27年度までに実施した東日本大震災復興交付金事業に繰り入れをした東日本大震災復興交付金基金繰入金の不要額 5 億9,960万7,000円を東日本大震災復興交付金基金に積み戻し分として積み立てをするものでございます。

事業を所管する省別の積立金額は、資料 1 ページ左上に記載のとおり、農林水産省分が 4 事業で 7,185 万 1,000 円。国土交通省事業分が 22 事業で 5 億 2,775 万 6,000 円となっております。

各事業別の内訳を資料 1 ページから 3 ページに記載しております。

資料 1 ページの表ですが、文部科学省事業と農林水産省事業の内訳です。なお、今回文部科学省分の基金への積み戻しはありません。

表中の基金繰入金の列につきましては、①から⑤までが年度別の繰入済額の状況でございます。⑥から⑩までが事業完了や交付対象事業費の精査による年度別繰入金の精算額の状況となっております。また、⑪から⑮までは基金の繰入年度別における不要額等の基金積み戻し済み額の状況となっており、⑮の合計欄に記載のとおり、文部科学省分では 69 万円、農林水産省分では 172 万 2,000 円を平成 27 年度までに基金積み戻し分として基金へ積み立てしております。

次に、2 ページから 3 ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは、国土交通省の事業分となります。同様に、3 ページ⑮の合計欄に記載のとおり、国土交通省分として 31 億 1,771 万 7,000 円を平成 27 年度までに基金積み戻し分として基金へ積み立てしております。

今回、基金に積み戻し分として積み立てをする金額は、⑤の繰入済額の合計から⑩の精算額の合計と⑮の基金積み戻し済み額の合計を差し引いた⑳の合計の金額となり、26 事業で 5 億 9,960 万 7,000 円となります。

以上で、東日本大震災復興基金費に係る説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 私からは、主要事業説明資料の 2 をごらんください。

子育て支援ホームページ作成事業でございます。

事業の目的は、子ども・子育て支援に特化したホームページを作成いたしまして、支援を必要とする保護者に情報提供を効果的に行うことを目的とし、既存の町ホームページとリンクさせ、幅広い周知を行っていきます。

これにつきましては、ことしの 3 月議会第 2 常任委員会の際、子育て施策の情報発信について、特設のホームページがある自治体が多くあると。子育て事業を積極的に発信すべきという意見がありました。そのような観点から、県交付金を活用しながらこの事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、建設課からは、主要事業説明資料 4、5、6、9 の説明をさせていただきます。まず、主要事業説明資料 4 をお開きください。

漁港海岸、海岸保全施設築造事業の補正につきまして説明いたします。

事業につきましては、漁港海岸の防潮堤のない区間及び既設防潮堤の低い区間につきまして、防潮堤の高さをTPプラス3.3メートルで整備を行うものであります。

事業の対象漁港といたしましては、古浦漁港と銭神漁港の防潮堤が対象でありまして、水産庁補助事業の農山漁村地域整備交付金復興枠での事業を行っております。

今回の補正につきましては、古浦漁港防潮堤の照査設計業務委託料及び銭神漁港防潮堤の工事費を補正するものであります。

A 3 判の資料 1 ページ目をお開きください。古浦漁港防潮堤の計画につきましては、漁港の陸側、仙石線沿いに計画しており、延長76.5メートルを整備するものであります。

左下に標準図面がありますが、鋼管杭基礎の上に重力式コンクリート擁壁を築造いたします。

防潮堤の工事につきましては、JR との協議の結果、JR 受託工事ではなく、町発注工事での実施を計画しております。JR の近接工事扱いとなりますが、鋼管杭施工時及び地山掘削時に線路に影響が出ないか。JR の規格で解析が必要となりましたので、照査設計を行うものであります。

続きまして、A 3 判の資料 2 ページ目をお開きください。

銭神漁港の防潮堤になります。銭神漁港の防潮堤につきましては、全体で395.9メートルでございますが、青色で着色している箇所につきましては、7月臨時議会で契約済みとなっております。今回補正で計上しておりますのは、赤色で着色している区間、防潮堤70メートル分及び陸閘2カ所の工事費であります。

銭神漁港防潮堤につきましては、今回の工事で完成形となる予定でございます。

資料 4 につきましては以上でございます。

続きまして、資料 5 をお開きください。

主要事業説明資料の 5 になりますけれども、根廻磯崎線道路整備事業（磯崎側）の補正につきまして説明いたします。

A 3 判資料をお開きください。

根廻磯崎線道路整備事業（磯崎側）につきましては、東日本大震災復興交付金避難道路整備事業で実施をしております。

図面は、高城磯崎地区避難道路整備路線であります。一番上の路線が根廻磯崎線（磯崎

側)でございます。

事業につきましては、調査設計、用地買収が完了しておりまして、J R 跨線橋より海側の部分を築造工事に着手しております。工事完成は今年度末を予定しております。J R 跨線橋部分につきましてはJ R の受託工事となりますが、橋梁工事受託に伴い、J R での詳細設計が必要となりましたので、跨線橋詳細設計業務委託料を補正するものであります。通常でありますと、J R の受託協定で、詳細設計も含め工事と一緒に受託協定となりますけれども、橋梁工事ということもありまして、工事期間が長くなるということで、詳細設計と受託の工事の部分を切り離してJ R と受託の協定を結びたいと考えております。

説明につきましては以上であります。

続きまして、主要事業説明資料6をお開きください。

根廻磯崎線道路整備事業（根廻側）の補正につきまして説明いたします。

根廻磯崎線道路整備事業（根廻側）につきましては、社会資本整備総合交付金復興枠での事業を実施しておりますが、調査設計が完了いたしまして、用地買収に着手しております。

今回の補正につきましては、用地買収面積、買収額が確定したことにより、平成27年度繰越予算及び平成28年度当初予算で不足が生じたので、用地費を補正するものであります。

また、補償費につきましては、町水道事業所水道会計への水道管移設設計費の補償及びビニルハウス等の工作物補償を補正するものであります。

工事費の減額につきましては、平成28年度補助事業費が4億2,300万円で変わりはありませんことから用地費補償費の増額分を工事費を減額して組み替えをするものであります。

A 3 判の資料をお開きください。

根廻磯崎線道路整備事業につきましては、契約案件でも説明しておりますが、国道45号より美映の丘までの1,550メートル区間であります。

詳細設計の結果、用地面積が当初計画の6万1,975平方メートルより6万9,577平方メートルに変更となりました。また、地目につきましても、計画時はほとんど山林で計上しておりましたが、宅地、雑種地などの単価が上がったことにより全体の用地費が上がっております。

平面図につきましては、赤で着色している箇所が用地買収範囲であります。青線につきましては、水道管移設設計補償箇所であります。

資料6につきましては以上であります。

続きまして、主要事業説明資料9をお開きください。

公共土木施設災害復旧事業になります。

今回の補正につきましては、松島大橋災害復旧工事に伴う橋梁部分の護岸工設計及び仮設栈橋の設計につきまして、宮城県河川課との協議結果により修正を行うものであります。

A 3 判の資料をお開きください。

松島大橋災害復旧事業につきましては、現在の位置より下流側にかけかえを行い復旧するものであります。

図面の上の道路は既設道路。図面の下道路、少し濃い部分になりますけれども、こちらが復旧後の道路であります。高城川の両側にあります青線につきましては、高城川護岸部になります。赤線の橋梁の下部分、この箇所につきましては、松島大橋の橋台があるということで、護岸はありませんでしたが、橋梁下につきましても連続して護岸が必要であるということでありましたので、護岸設計を行うものであります。また、赤色格子部分につきましては、新橋仮設時及び旧橋撤去時の仮設栈橋であります。川の出水時期での施工を考えると、仮設栈橋の柱の間隔が狭いことから、水の流れを悪くしないように、柱の幅を最低6メートルより12メートルに変更が生じたものでありまして、今回補正するものであります。

今回の補正につきましては、計画の変更に伴う設計委託料を補正するものであります。

以上、建設課からの説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 本間教育課長。

○教育課長（本間澄江君） それでは、主要事業説明資料7にお戻りいただきたいと思います。

中学校生徒輸送用バス借り上げ事業。生徒輸送に係るバス借り上げ料でございますが、前年度と同様の予算を計上しておりましたが、本年度目覚ましい活躍があり、野球部の東北大会に出場する段階で不足となり、予備費より充用させていただきました。これから開催されます新人大会等に参加する生徒を安全に輸送するため、バス借り上げ料を補正するものであります。

駅伝大会等、等が抜けてしまいましたが、これにつきましては、新人戦で県大会に出場することを想定して補正するものであります。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） それでは、私からは説明資料の8について説明させていただきたいと思います。

歴史文化基本構想策定事業でございます。3月の当初予算でも一度説明はしておりますけれども、重複するかもしれませんが再度説明させていただきたいと思います。

この事業につきましては、文化庁の助成事業ということで支援事業になっております。文化庁といたしましては、ちょっと1枚めくっていただいて、カラーの資料が添付されていると思いますので、まず最初にこちらをごらんいただきたいと思います。

これまでの文化財の保存と活用ということで書いてありますけれども、これまで、文化財は、一番下のほうに書いてあるんですけれども、指定を行って、それについて保存、いわゆる現状変更の規制とか。それから、修理、補修、管理についての指導。そういったことを文化庁が国から県を通じて自治体におろしてきている。それを文化財を保存する各自治体が鑑賞機会の充実とか史跡をわかりやすくするための展示、いわゆる案内板の設置とか、パンフの作成なんかをこれまで行ってきました。

これに対しまして、もう1枚めくっていただきたいんですけれども、市町村による歴史文化基本構想、これからの文化財のあり方ということで文化庁が示してあります。

まず、理念としては、地域のアイデンティティの確保及びそのきずなの維持ということで、いわゆる自分が自信を持てる。ほかのことで多少何かあってもへこたれないというか、自分の自信であり、支えられるよりどころになるようなものを文化財を位置づけしていかなければだめだろうということで示されております。

その中で、中段なんですけれども、歴史文化基本構想の策定ということで、黄色いところで抜いてありますけれども、住民などの参加を得ながら、長期的な視野で策定する文化財を、周辺環境も含め総合的に保存、活用するための構想をつくるんですよということで、これは、実は、4月に日本遺産の認定を松島町も認定していただきましたけれども、基本的には、日本遺産を単独で申請する場合は、これを策定しないと文化庁としては受け入れをしないと。ただし、広域であれば、その広域の一団体が策定していれば、それで対応しようということで、うちとしては、仙台市、多賀城市、塩竈市、松島町で申請したということもあります。

それから、真ん中なんですけれども、ではこれを使ってどうするんだということで、地域の有形無形の文化財の調査、それから関連する有形無形の文化財を一体として保存、活用する内容。文化財の周辺環境の保護、整備ということで進めていきますということで考えてあります。期待される効果としては、右端に記載されている内容になります。

これをどのように進めるのかということで、一番表題に戻っていただきたいんですけれども、資料の1枚目になります。

ことしの5月30日に第1回策定委員会を開催しております。この策定委員会のメンバーなん

ですけれども、まずは大学関係として、東北学院大学、山形大学、それから東北大学から3名。これはなぜかという、松島の文化財ということで、中世、考古学、民族、建築、近世各部門からそれぞれ大学の先生方に入っていただいております。それから地域の代表、観光関係の代表、文化財所有者ということで瑞巖寺、それから地域の代表ということで海岸商店街、それから観光協会の青年部からもメンバーに入っている。これに行政として、まちづくりで企画調整課、それから観光の進め方ということで町の産業観光課が入って、総勢13名。委員長は小池教育長ということでお願いしております。それから、事務局が教育委員会スタッフ7名でございます。

これらの内容で、先ほど説明しましたように、第1回目をひらいているんですけれども、これについては、1回の策定委員会で詰めた内容で申請をするようにという文化庁の指導がありましたので開いております。

7月1日に補助金の採択を受けておりまして、今後、第2回策定委員会、それから、分館長との合同での町歩きということで、これは、文化財が海岸から北部まで、松島町のあらゆるところにありますので、分館長の方々からは、それをリストアップしていただいておりますので、それを1回歩いて確認するというで考えております。なお、この町歩きには、健康長寿課からも協力をいただいて、ウォーキングにも活用できるようなマップづくりを今検討しております。あと、12月、山形大学と共同の公開講演会を開催しております。

なお、この事業につきましては、平成28年度、平成29年度の2カ年で事業をもっていく考えでおります。平成29年度には、できるだけ早い時期にきちんとまとめて皆様方にご報告できるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第77号 平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第18、議案第77号平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第77号平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成27年度決算に伴う一般会計繰出金及び繰越金並びに平成27年度退職者医療交付金の確定による返還金について補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第78号 平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第19、議案第78号平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第78号平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成27年度決算に伴う一般会計繰出金及び繰越金について補正するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第79号 平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第20、議案第79号平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第79号平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成27年度決算に伴う一般会計繰出金及び繰越金並びに平成27年度支払基金交付金の確定による返還金、平成29年度策定の高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画に向けて、平成28年3月の全国介護保険課長会議で示されたニーズ調査並びに介護離職等に関する調査に要する経費について補正するものであり、これらの財源を精査し財政調整基金繰入金を減額するものであります。

また、高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定支援業務について債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 主要事業について、補正について説明させていただきます。

松島町高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画につきましては、7期が平成30年度、平成31年度、平成32年度、3カ年にわたる計画となります。

ことしの3月に、全国介護保険担当課長会議の県の会議がございまして、その中で、今度の7期の計画に伴うニーズ調査等の内容が示されました。それで、今回、平成28年度においてニーズ調査等を実施させていただき、平成29年度は計画策定、ガイドブックの印刷、目標量、保険料の算定と2カ年にわたって実施させていただきたいということで補正を計上しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第80号 平成28年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算
（第1号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第21、議案第80号平成28年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第80号平成28年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成27年度決算に伴う介護保険特別会計繰出金及び繰越金について補正するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第81号 平成28年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第22、議案第81号平成28年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第81号平成28年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、一般国道45号松島海岸歩道整備に伴う観瀾亭敷地内の構造物移設、支障木等伐採事業及び平成27年度決算に伴う繰越金について補正し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

また、観瀾亭分室の完成に伴い機械警備業務の債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 観瀾亭等特別会計補正予算に計上しました観瀾亭敷地内構造物等移設、支障木等伐採工事についてご説明いたします。

資料につきましては、お手数ですが、主要事業説明資料に添付しております図面を見ていただければと思います。

図面上段の計画平面図をお願いいたします。

国道45号の観瀾亭側部分について緑色に枠取りしております箇所が、今後国土交通省で国道45号歩道拡幅工事に伴い拡幅される場所となっております。

本補正予算に計上しました構造物等移設、支障木等伐採工事後に、国での整備工事となります。

移設する構造物等につきましては、正門、説明看板、貝玉垣の撤去、新設。稲井石橋、記念碑、モミジの木1本となっており、その他の樹木につきましては全て伐採としております。なお、今回7月1日に町文化財の指定解除となりました観瀾亭敷地内にございます大ケヤキにつきましても、伐採する予算が組まれております。

また、用地補償物件につきましては、図面下段に番号を付した内容となっております。

最後に、国からの用地購入費としまして、歳入補正予算に財産収入と計上しました4,955万2,000円の内訳としましては、土地代金として3,476万1,870円。物件関係補償金としまして1,479万338円としております。土地代金に係ります1平方メートル当たりの単価は5万5,500円となっているところでございます。

以上で説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第 2 3 議案第 8 2 号 平成 2 8 年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算
(第 1 号) について (提案説明)

○議長（片山正弘君） 日程第23、議案第82号平成28年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第82号平成28年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、松島区及び高城区の平成27年度決算に伴う繰越金について補正し、松島区及び高城区の区有財産へそれぞれ積み立てするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第 2 4 議案第 8 3 号 平成 2 8 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について (提案説明)

○議長（片山正弘君） 日程第24、議案第83号平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第83号平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成27年度決算に伴う一般会計繰出金及び繰越金並びに未整備であった高城字愛宕地内について、町道西柳迎山線避難道路整備とあわせて污水管渠整備を実施する経費を補償するものであります。

また、災害復旧事業に係る国庫負担金について、平成28年 8 月 1 日付で内示があったことに伴う関係経費を補正するものであります。

なお、詳細につきましては、水道事業所長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） それでは、議案第83号下水道事業特別会計（第3号）についてご説明させていただきます。資料に基づきまして説明させていただきたいと思います。

初めに、主要事業説明資料の1、污水管施設整備事業（単独）についてご説明させていただきます。

資料の1ページをお開き願いたいと思います。

今回補正をいたしまして、污水管渠を整備する箇所につきましては、県立松島高等学校グラウンド脇でございまして、これまで、既存の地下埋設等の関係により未整備であった地区であり、現在整備を進めている町道西柳迎山線避難道路整備工事とあわせて污水環境を整備し、住民の快適な生活環境に努めるものでございます。

工事概要といたしましては、本管布設工、硬質塩化ビニル管、パイ200ミリメートルでございしますが、Ｌイコール136メートルで、内開削工施工分125メートル、既設マンホールへの接続管渠といたしまして、推進工Ｌイコール12メートルでございます。また、取付管工8カ所、組み立てマンホール設置工4基でございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

今回工事を予定している開削部の標準横断面図でございます。図面のとおり、現況の町道幅員3メートルから3.5メートルに、迎山雨水排水区の1,100掛ける1,100のボックスカルバートと愛宕地区の一部の配水路の600掛ける600のボックスカルバート及び上水道管が埋設されており、污水管渠整備工事が難しい状況でありました。

今回の避難道路の整備により、町道幅員が6.0メートルに拡幅されることに伴い、今回その拡幅側、松島高校グラウンド側でございしますが、そちらに污水管渠を敷設するものでございます。

污水管渠の深さについては、1,100掛ける1,100のボックスカルバートの管底が道路下約2メートルぐらいでございしますので、タック内からの取付管がそのボックスカルバートの下側を横断することになりますので、污水管渠につきましては、大体3メートルから3.5メートルのところに埋設する予定となるところでございます。

続きまして、主要事業説明資料の2、災害復旧についてご説明させていただきたいと思います。

A3判の資料、災害復旧事業計画（予定）の資料をお開き願いたいと思います。

災害復旧事業でございしますが、災害復旧事業につきましては、松島公園付近の浪打浜地区とパレス松島付近の高城浜地区、この2地区が災害復旧事業で進めているところでございます。

その2地区につきまして、平成28年度事業に係る国庫負担金について、8月1日付で8億6,868万円の内示があったところでございます。今回の内示額につきましては、資料に記載しておりますが、平成28年度事業分と平成29年度事業分の前倒し額の内示であり、平成29年度の国庫負担金についてはゼロ配分になるところでございます。

各地区の災害復旧事業の計画につきましては、下側に表としてまとめさせていただいておりますが、現在国から保留解除として認められている金額につきましては、浪打浜地区が30億1,787万8,000円、高城浜地区が8億3,412万2,000円で、災害復旧合計で38億5,200万円でございます。

なお、事業項目につきましては、国の保留解除の項目でございますので、町の予算科目とは異なることでご理解いただければと思います。

年度別事業計画であります。平成24年度から平成26年度までは各地区の決算額で、ポンプ場、管渠等の実施設計等にかかった経費でございます。平成27年度におきましては、平成27年度の内示といたしまして、13億6,161万7,000円の内示がございまして、そちら全て浪打浜地区で、浪打浜地区におきましては、雨水ポンプ場建設工事について日本下水道事業団と建設工事委託の協定を締結し、平成27年度の年度割額3億3,700万円のうちの前払い金として1億5,000万円を支出し、また、浪打浜雨水管渠工事の契約を行いました。支出はなく、管渠工事の請負差金など、未契約分を含め12億1,161万7,000円を平成28年度に明許繰越しているところでございます。

また、高城浜分につきましては、平成26年度の事故繰越分として高城浜雨水ポンプ場用地測量業務を実施し、182万2,000円を支出しているところでございます。

平成28年度でございますが、浪打浜地区のポンプ場分につきましては、平成27年度の繰り越し分として、日本下水道事業団への雨水ポンプ場建設委託の平成27年度分の年度割の残額1億8,700万円の支出と、当初予算にて平成28年度分の年度割額5億7,100万円の予算を計上したところでございます。

また、管渠工といたしましては、平成27年度の繰り越し分として、雨水管渠築造費として6億1,344万円の支出見込みであり、未契約分の繰り越し額が4億1,117万7,000円。黄色で着色している箇所でございますが、そちらが発生する見込みでございます。

本来、この平成27年度未契約分の4億1,117万7,000円につきましては、精算後国へ返還になるということになります。国、県との協議において、返還はせず、平成28年度の浪打浜ポンプ場建設工事委託等で執行するよう指導がございました。

また、今回の平成28年度内示のうち、1億5,782万3,000円を増額することに伴い、11億4,000万円となり、全体金額として6月議会定例会で議決していただきました浪打浜地区の雨水ポンプ場建設に係る日本下水道事業団との協定金額の14億7,700万円となり、平成29年度末には完了する予定になるところでございます。

次に、高城浜地区でございますが、平成28年2月の議会全員協議会にてご説明等をいたしました、おくれており、平成28年度当初予算については、事業費を計上しておりませんでしたが、今回に内示、最初に述べましたが、平成28年度分プラス平成29年度分の前倒し分ということに伴い、用地費の購入として3,610万円、高城浜雨水ポンプ場建設に係る建設工事委託分1億375万7,000円について補正するものでございます。

また、先ほどご説明いたしましたように、今回の内示は平成29年度分がないということでございますので、この8億円分について2カ年で事業費になるということもでございます。そのため、高城浜については平成29年度がなく、平成30年度、平成31年度に管渠工及び雨水ポンプ場建設に係る建設工事委託の年度割額により、平成31年度末には完了する予定となるところでございます。

一番右側につきましては、現在における災害復旧事業での事業費の合計見込み額でございます。

今、長々にご説明させていただきましたが、平成28年度、平成29年度について簡単に申し上げますと、平成28年度と平成29年度の2カ年で、2地区の災害復旧事業を、平成27年度の繰越明許のいわゆる未契約分の4億1,117万7,000円と今回の8億6,868万円の合計の12億7,985万7,000円で進めるということでございまして、今回2億9,768万円を補正するものでございます。

現在工事を進めている浪打浜地区の雨水管渠築造工事について、現場状況による設計変更ということで、請負金額の増減が生ずる可能性がございまして、その場合には、平成27年度分の未契約分、いわゆる4億1,117万7,000円が増減するため、今回の内示額にて調整を行うことになり、予算の流用等も生ずる可能性もございます。そのため、本資料と異なることとなりますので、ご理解いただければと思います。

また、今回の内示が平成29年度事業費分の前倒しということになりますので、繰越事業となりますが、今年度の事業の進捗に伴い、今後繰越明許を設定させていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後１時といたします。

午後０時０３分 休 憩

午後１時００分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第２５ 議案第８４号 平成２８年度松島町水道事業会計補正予算（第２号）に
ついて（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第25、議案第84号平成28年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第84号平成28年度松島町水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、町道根廻磯崎線道路整備事業の実施に伴う水道管移設に関し、必要所要額の補正を行うものであります。

これにより、水道事業収益の総額を５億9,747万7,000円、資本的収入総額を１億9,526万2,000円、資本的支出総額を２億6,485万5,000円とし、資本的収支不足額の補填財源を減債積立金取崩額1,728万1,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額562万6,000円、過年度分損益勘定留保資金4,668万6,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第２６ 議案第８５号 平成２８年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処
分について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第26、議案第85号平成28年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第85号平成28年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての提案理由を申し上げます。

今回の未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、当年度未処分利益剰余金のうち、1,667万270円を資本金へ組み入れ、残額の1,767万3,604円を繰り越しすることで未処分利益剰余金を処分しようとするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第27 議案第86号 平成27年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)

日程第28 議案第87号 平成27年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)

日程第29 議案第88号 平成27年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)

日程第30 議案第89号 平成27年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)

日程第31 議案第90号 平成27年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)

日程第32 議案第91号 平成27年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)

日程第33 議案第92号 平成27年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)

日程第34 議案第93号 平成27年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)

日程第35 議案第94号 平成27年度松島町水道事業会計決算認定について (提案説明)

○議長（片山正弘君） お諮りいたします。日程第27、議案第86号から日程第35、議案第94号までは、平成27年度各種会計決算認定に関する議案であり関連がございますので、一括議題とし、一括して提案理由の説明を求めたいと思います。

なお、議案の朗読については省略いたします。

このことについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

日程第27、議案第86号から日程第35、議案第94号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 平成27年度松島町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算を上程しておりましたので、よろしくご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

決算書及び関係資料につきましては、既にお手元に配付しておりますので、詳細は省かせていただきまして、決算の概要を説明申し上げます。

さて、平成27年度の我が国の経済は、政府の経済政策や日本銀行による金融緩和策を背景に企業収益や雇用情勢が改善し、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、回復傾向にあった個人消費の足踏み、中国を初めとするアジア新興国の景気減速や円高の影響もあり、景況感は力強さに欠ける状況であり、地方財政においても引き続き厳しい状況が続いております。こうした状況の中で予算執行となりましたが、議員各位からのご助言、ご協力によりまして、予算計上いたしました各種事業、施策を的確に実施できましたことに御礼申し上げる次第であります。

また、各種会計の決算審査につきましては、丹野、菅野両監査委員に詳細な審査をしていただきましたことに対し、感謝を申し上げます。両委員からご指導いただきました点につきましては、今後の町政運営に反映させてまいります。

平成27年度の一般会計の決算につきましては、歳入総額233億7,684万4,000円に対し、歳出総額163億4,394万6,000円となり、歳入歳出差し引き額70億3,289万8,000円をもって決算しております。

歳入歳出総額から、繰越明許費繰越額53億4,616万4,000円及び事故繰越繰越額6億246万1,000円を合わせ差し引いた10億8,427万3,000円が実質収支額となっております。

この実質収支額のうち、5億4,300万円を地方自治法の規定により、財政調整基金へ積み立てするものであります。

平成27年度予算に対する歳入の収入率は91.92%、歳出の執行率は64.27%となっております。

町税につきましては、前年度に比し、調定額で1,604万円、収入済額で747万円とそれぞれ減額となり、徴収率は0.4ポイントの増となりました。

それでは、歳出の主な事務事業につきまして、説明申し上げます。

議会費につきましては、議会運営に関する経費であります。

総務費の一般管理費につきましては、職員の資質や政策能力を高めるための研修や福利厚生

事業を実施しました。

広報広聴費につきましては、広報紙などを通じて町民の皆様に調整情報を提供したほか、庁内で活躍する事業主などを紹介し、読んで楽しめる広報紙の作成に努めました。

財産管理費につきましては、入札監視委員会の開催及び庁舎の維持管理並びに普通財産の管理等を行いました。

企画費につきましては、新たな松島町長期総合計画及び第4次国土利用計画を策定するに当たり、総合計画審議会での審議や長期総合計画策定検討委員会、長期総合計画策定検討庁舎内委員会、若手プロジェクト会議での検討を行い、各計画の策定作業を実施しました。

また、新たな長期総合計画で町が目指すべき望ましい姿や計画の基本的な目標などについて、広く知っていただく機会としてシンポジウムを開催しました。

企業誘致につきましては、東北放射光施設の誘致実現を優先課題とし、この推進にかかわる関係機関への働きかけや情報交換に努めました。

さらに、松島町東北放射光施設誘致協議会を通し、町内在住の高校生や松島高校の生徒たちとともにS P r i n g - 8を視察し、町内での誘致機運の向上にも努めました。

このほか、県主催の企業立地セミナーに参加し、企業との情報交換の中で、放射光施設の誘致状況について説明し、施設候補地周辺での事業展開を検討いただくよう活動を行いました。

定住促進につきましては、経営コンサルタントを講師として招き、町民や松島高校の生徒たちを対象とした定住促進セミナーを開催し、町の魅力や特色について参加者で議論しながら定住意識の向上を図りました。

さらに、定住促進ガイドブックを作成し、県が開設したみやぎ移住サポートセンターやハウスメーカーなどに配付し、PRに努めました。

また、復興支援定住促進事業補助金を継続して実施し、町外からの移住促進に努めました。

景観形成につきましては、平成26年6月1日から景観条例を施行し、建物の建築等の際に地区ごとに定められた景観形成基準について、町民や事業者の方々にご理解をいただきながら、景観を生かしたまちづくりの推進に努めました。

交通安全費につきましては、カーブミラー等の交通安全施設整備工事と、スクールゾーン等の区画線整備工事を実施し、交通事故防止に努めました。

さらに、幼児、児童、高齢者を交通事故から守るため、交通安全指導員による定期的な街頭指導や交通安全教室を実施しました。

啓発事業としましては、飲酒運転撲滅運動に重点的に取り組み、交通安全協会松島支部及び

松島町交通安全母の会と連携して、酒類等提供事業者への訪問及びリーフレットを配付し、飲酒運転根絶を呼びかけました。

その結果、平成28年3月3日に交通死亡事故ゼロ1000日を達成し、宮城県警察本部長から褒状を授与されました。

諸費につきましては、行政区長の移動研修会を開催し、埼玉県滑川町において、滑川町行政区長会と自治会活動に係る意見交換を行いました。

また、警察及び防犯指導隊などの関係団体と連携を図り、住民の安全と犯罪、非行の未然防止と各地区の防犯灯設置及び電気料金の助成を行い、夜間の安全確保に努めました。

電子計算費につきましては、住民情報システム、財務会計システム、総合行政ネットワークシステム、地域情報システムの運用並びにセキュリティ対策を実施しました。

また、社会保障、税番号制度に対応させるためのシステム改修業務を行い、制度施行に向けてシステム環境整備を計画的に進めました。

町民バス運行につきましては、路線バスの運行並びに第二小学校及び第二幼稚園の通学バスの運行を行い、公共交通空白地区に通勤、通学、外出のための移動手段を確保しました。

復興推進費につきましては、震災復興計画の具現化に向け、復旧・復興関連事業間の調整を行いながら事業推進を図ったほか、避難場所及び避難施設等の整備を初めとする復興交付金事業計画作成を行い、町実施主体の12事業に対する復興交付金の配分を受け、復興事業の推進に努めました。

東日本大震災復興交付金事業としては、避難施設や備蓄倉庫の建設工事を実施したほか、耐震性貯水槽を整備し、年度内に完成しました。

また、石田沢地区防災まちづくり拠点施設や自家発電設備の整備に着手し、災害対策の推進を図りました。

西行戻しの松公園内の整備事業として、西行戻しの松公園防災器具庫等建設工事及び復興まちづくり支援施設（パノラマハウス）建設工事を実施し、松島海岸地域の避難施設の整備として、松島海岸公園避難施設整備工事に着手しました。

さらに、富山避難道路に係る用地測量、用地買収を実施し、松島地区（石田沢、三十刈、東浜）避難場所整備事業、漁業集落防災機能強化事業につきましては、整備工事に着手し、復興事業の推進に努めました。

地方創生につきましては、障害者等相談支援事業や高齢者世帯を対象とした宅配夕食サービス事業の実施、タクシー利用と燃料費の助成等を行い、障害者や高齢者の社会参加や福祉向

上を図りました。

また、平成26年国の補正予算（第1号）に伴う地域活性化、地域住民等緊急支援交付金の地方創生先行型として採択された事業であります、雑誌とタイアップした松島PR事業では、「松島の月」を中心とした松島の魅力発信を行いました。

さらに、公共施設5拠点のWi-Fi整備事業として、松島町観光施設Wi-Fi環境整備事業を実施し、Matsushima Free Wi-Fi設置促進事業においては、14件の実績となりました。

まつしま復興支援プレミアム商品券発行事業につきましては、商品券の発行により地域経済の活性化を図りました。

地域資源活用事業につきましては、セッコク販売を瑞巖寺等で開始しました。

地産地消支援事業につきましては、まつ市の、産業まつり等の地産地消に支援しました。

戸籍住民基本台帳費につきましては、町民の利便性向上を図るため、週の初日の窓口延長を実施し、諸証明の交付事務を実施するとともに、虚偽の届け出防止や住民票の写し等の請求等において、本人確認が定められたことによる諸証明の交付等を適正に行いました。

また、マイナンバー制度に伴う個人番号通知及びマイナンバーカードの交付等を適正に行いました。

選挙費につきましては、8月に任期満了による松島町長選挙が執行されました。

また、10月には、宮城県議会議員一般選挙が執行されましたが、宮城選挙区においては、候補者数が選挙すべき議員数1名を超えないため、無投票となりました。

民生費の社会福祉総務費につきましては、地域の社会福祉向上を図るため、民生委員児童委員への活動支援や社会福祉協議会を初めとする福祉団体等への助成を行いました。

また、東日本大震災で被災された方が災害公営住宅へ入居する際の支援金の支給を行いました。

被災者支援としましては、災害援護資金の貸し付けを行い、生活再建の支援に努めました。

障害者福祉費につきましては、障害のある方に障害者総合支援法などに基づき、町が施設入所費や通所サービス費の支給、医療給付、補装具費支給、日常生活用具給付などを行いました。

また、当事者の困りごとなどに対応できるよう、専門的な相談支援事業を宮城県社会福祉協議会に委託し、実施しました。

地域活動支援センター「希望園」では、週4日は障害児とその家族が日中一時支援事業を、

週1日は障害者が交流サロン事業として利用し、松島町社会福祉協議会へ委託し、実施しました。このほか、心身障害者医療費助成事業、障害者団体への助成などを行いました。

老人福祉費につきましては、高齢者自身が積極的に社会参加し、生きがいを持って生活できるよう、老人クラブ事業や敬老会事業を実施しました。

また、虐待の対応等やむを得ない事由による緊急的な保護措置を行い、高齢者の生命や生活の安全を図ることができました。

臨時福祉給付金費につきましては、消費税率が引き上げられたことに伴い、低所得者への負担軽減を目的に国が暫定的に給付措置をとったものであり、町は給付金支給に係る事務を行いました。

児童措置費につきましては、子供のいる家庭の経済的安定を図り、家庭での健全な育成を支援し、豊かな家庭環境を築くことを目的に、中学校卒業までの児童の養育者に対して児童手当の支給を行いました。

保育所費につきましては、保育の必要性がある家庭の子供の健全な育成を図ることを目的に保育を行い、また、保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長保育も実施しました。磯崎保育所では、保護者が一時的に保育できない場合に利用できる一時預かり事業を実施しました。

各保育所においては、適切な施設管理運営を行い、子供たちが安心して過ごせる環境整備や維持管理に努めました。

母子福祉費につきましては、母子父子家庭に対する医療費助成をすることにより、医療機会の確保、生活の安定を図ることに努めました。

子ども医療対策費につきましては、子供に対する医療費助成を、通院対象年齢を15歳に達する最初の年度末までに拡大し、医療機会の確保、生活の安定を図ることに努めました。

子育て支援事業費につきましては、子育てに関する各種相談や仲間づくり事業、各種教室やイベントを実施し、子育て中の保護者が安心して楽しく子育てができるように支援を行うとともに、関係機関と連携しながら、児童虐待対策や障害児支援を行いました。

子ども・子育て会議では、松島町に必要な保育環境や子育て支援施策などについて検討し、ご提案いただきました。

児童福祉施設費につきましては、愛宕児童公園に遊具を設置し、より充実した公園整備を図りました。

児童館費につきましては、新たに開館した児童館において、遊びを通じた子供同士、親同士

の交流の場を提供し、また、各種イベントにより児童館利用の促進を図りました。留守家庭児童学級においては、対象児童を小学校6年生まで拡大し、利用者ニーズへの対応に努めました。

子育て世帯臨時特例給付金費につきましては、消費税増税の影響を受けやすい子育て世帯に対する国の臨時的措置として、給付金支給に係る事務を行いました。

保健衛生総務費につきましては、保健、医療、福祉の連携を図り、住民が安心して必要な医療が受けられるよう、休日及び夜間の医療提供体制の確保と、救急医療機関の適正な利用の啓発に努めました。

また、震災以降、自殺対策緊急強化事業補助金を活用し、住民のメンタルヘルスの向上を図るため、健康相談等を通じ、よりきめ細かな個別対応を図るとともに、みやぎ心のケアセンター等の関係機関と連携し、地域で支え合う体制づくりを推進しました。

予防費につきましては、健康増進法及びがん対策基本法に基づく各種検診、予防接種法に基づく予防接種を実施しました。

特に、日常の身体活動量をふやすことで、メタボリックシンドロームや生活習慣病の発症を予防できることから、運動サポーターの養成やウォーキングマップ（手樽編）の作成等、地域での運動普及を推進しました。

また、脳血管疾患を予防するため、脳健診助成事業として108名の方に助成し、健康寿命の延伸に努めました。

母子衛生費につきましては、妊娠期から子育て期にかけて生じるさまざまなニーズに対し、専門職種による相談支援を実施し、育児不安の軽減を図りました。

また、保育所や幼稚園、小・中学校と連携し、食育や歯科保健、思春期保健事業等を実施し、生活習慣や健康づくりに対する正しい知識の普及に努めました。

環境衛生費につきましては、町内一斉清掃活動において各地区等が収集した奉仕ごみを処理するとともに、環境美化推進委員による早期発見のためのパトロール活動を実施しました。

また、公衆衛生組合連合会の協力のもと、防疫殺虫剤を配付するとともに、宮城県獣医師会と連携して町内11会場で狂犬病予防集合注射を実施し、狂犬病感染予防に努めるなど、環境衛生対策の充実を図りました。

塵芥処理費につきましては、町内199カ所に設置している生活系ごみ集積所からの収集を行うとともに、年4回のハッピーマンデーにおける燃えるごみの収集を行いました。

また、ごみ分別及びリサイクル等に関する啓発活動を通じ、ごみの減量化に努めました。

勤労青少年ホーム費につきましては、施設の運営、パソコン教室等の講座を実施したほか、留守家庭学級、幼稚園や保育所等の児童、幼児向け「図書の巡回文庫」や「子どもの本移動展示会」を実施し、親と子供が身近に本と触れ合う機会を提供いたしました。

労働諸費につきましては、勤労者の福祉増進を図り、また、就業を希望する高齢者に対し就業機会の増進に努めました。

農業振興費につきましては、水田農業構造改革対策による「松島町地域水田農業ビジョン」に基づき、産地づくり対策事業を推進し、県営圃場整備事業実施地区を主とした担い手組織による、大豆及び飼料用米等の集団転作を8組織で実施し、99ヘクタールで実施されました。

生産調整につきましては、293.7ヘクタールが実施され、実施率は105.4%で円滑な生産調整ができました。

地産地消の推進につきましては、松島町地産地消実行委員会による年4回の「まつの市」、11月の「産業まつり」が開催され、安心、安全な地場産の農林水産物及び加工品の提供と、生産者と消費者の交流が図られました。

また、11月の「大漁かきまつりイン磯島」等への参加で、観光産業との連携もなされました。

さらに、埼玉県滑川町で開催された11月の「滑川まつり」へ参加し、町内の地場産品PRや町外組織との交流も図られました。

農村整備事業につきましては、下志田地区において、圃場の補完工事が実施されました。

農地費につきましては、県営事業であります、銭神地区かんがい排水事業の用水路工を実施しました。

また、銭神排水機場改修事業の実施に向けた事業計画書作成並びに排水機場設計に伴う負担金を支出しました。

林業振興費につきましては、広葉樹の森等の維持管理の実施と特別名勝松島の松林の景観保持のため、空中散布97.57ヘクタール、地上散布64.17ヘクタール、伐倒駆除事業も宮城県をはじめ近郊3市3町の連携のもとに実施し、松くい虫被害及び防除対策に努めました。

水産業振興費につきましては、松島湾でのアサリ、カキの養殖漁業等への支援を行いました。

漁港建設につきましては、古浦、銭神漁港の防潮堤設計を実施しました。

商工業振興費につきましては、商工会が行う経営強化対策の支援及び中小企業振興資金融資に係る保証料補給を行い、商工業の経営安定のための支援を行いました。

市町村消費者行政活性化事業につきましては、通常の相談日以外に「まつの市」開催時間にも臨時の相談を受付したほか、消費生活講習会を開催したほか、若者や高齢者へ啓発品を

配布し、消費生活に関する知識や理解の促進を図りました。

また、町内において、結婚を望む若者が自分に合った相手を見つけることができる機会を得られるよう、商工会青年部と連携し、出会いサポート支援事業を実施しました。

観光費につきましては、歴史、文化などの松島特有の恵まれた自然環境や地域資源を生かし、松島の魅力発信に努め各種の取り組みを行いました。

観光誘客宣伝事業として松島観光協会、宮城県観光連盟、日本三景観光連絡協議会等との連携を図り、観光客の受け入れ態勢の充実、催しの開催の充実に努めました。

7月から9月に夏の松島を「笑顔咲く旅伊達な旅」として、仙台・宮城【伊達な旅】夏キャンペーンを観光事業者等と連携して実施し、誘客につなげました。

広域の観光連携の取り組みとして、岡山県倉敷市及び岐阜県大垣市並びに東京都豊島区、秋田県にかほ市との観光交流事業や「再発見松島湾ダーランド構想」による松島湾岸3市3町との連携により、観光交流促進につなげることができました。

昨年度に引き続き国際交流員を雇用し、外国人から見た松島の魅力を国内外に向け発信するとともに、外国人の受け入れ体制整備に向けた対応強化に努めました。

観光交流として松島ファンクラブ事業を継続し、会員に対しファンクラブ通信やファンクラブの集いを実施し、松島の魅力の再発見や情報発信に努めました。

松島観光協会と連携した各種催しの開催として、霊場松島のお盆の行事として「松島流灯会海の盆」や恒例の「紅葉ライトアップ」や「松島の月」の魅力をPRするとともに、松島のおいしい地場産品を味わっていただく企画として「松島かき祭り」や生産者と観光業者の連携として、季節に応じたランチの提供を実施しました。

また、観光客の利便と安全を確保するため、富山観音トイレ整備工事及び西行戻しの松公園環境整備工事等を実施しました。

文化観光交流館費につきましては、大ホールを活用し、狂言師の野村万蔵さん等を招いて、日本伝統芸能や質の高いさまざまな芸術文化公演事業の実施に努めました。

また、10月より施設の運営等について指定管理者制度を導入し、民間が持っているノウハウを活用した、より効果的かつ利用者にさらに親しんでいただける施設運営に努めました。

道路橋梁総務費につきましては、道路台帳の補修正業務及び国道45号通過交通軽減対策業務を実施しました。

道路維持費につきましては、町道等の補修や除草、除融雪業務及び橋梁、トンネルの補修設計業務を実施し、橋梁補修や道路補修工事を行い、道路環境の保全に努めました。

道路新設改良費につきましては、東日本大震災復興交付金事業であります松島地区、高城・磯崎地区、手樽地区避難道路の用地買収、物件等の補償や整備工事を実施しました。

都市計画総務費につきましては、計画的な土地利用を促進するとともに、地区計画内における行為の届け出など、都市計画に係る各種行為に対する事務を実施しました。

また、都市計画審議会において、雨水ポンプ場の追加に係る諮問をし、原案のとおり承認することで答申をいただきました。

公園管理費につきましては、運動公園野球場の不陸調整や表面処理、天然芝と表土部分の段差解消のほか、カウントボードの修繕など、グラウンドを使用する選手がプレーしやすくするための施設整備を実施しました。

街路事業費につきましては、東日本大震災復興交付金事業であります、町道根廻磯崎線街路整備事業（磯崎側）の用地買収、物件等の補修を行い、整備工事を実施しました。また、根廻側につきましては、測量設計を実施しました。

木造住宅等震災対策事業費につきましては、耐震診断助成事業及び耐震改修工事・促進事業を実施しました。

住宅環境整備費につきましては、宅地かさ上げ等事業費補助金、津波被災住宅再建支援事業補助金を交付し、被災した宅地等所有者の生活再建の負担軽減を図りました。

災害公営住宅整備費につきましては、平成26年度より繰り越した10戸が6月に完成し、これらの建設完了をもちまして、町で計画しておりました全52戸が完成しました。

耐震対策緊急促進事業費につきましては、大規模建築物の耐震化に関する助成事業で、要緊急安全確認や大規模建築物の耐震補強設計について補助を実施しました。

非常備消防費につきましては、消防団第六分団における小型動力ポンプ積載の普通車につきまして、配備後13年が経過し、劣化が見られることから、同型の積載車1台を更新するなど、地域の防災、防火対策の強化に努めました。

災害対策費につきましては、災害時の有効な連絡手段として活用する防災行政無線の保守点検を実施し、良好な状態を保持しました。

避難施設管理費につきましては、各避難施設で使用する椅子やテーブルなど、施設利用に必要な備品を購入しました。

教育総務費につきましては、「誇りと絆を育み、しなやかに生きる松島人」を目標として、松島町教育振興基本計画及び平成27年度松島町教育基本方針に基づき、一人一人が自信と誇りを持ち、しなやかに力強く生きるための教育環境の整備に努めました。

小中学校費及び幼稚園費につきましては、未来の松島を担う元気で心豊かな子供たちの育成のため、町内全ての幼稚園、小学校、中学校、松島高校との学校間連携による志教育の推進、夫婦町である秋田県にかほ市教育委員会との教育交流による教職員の指導力向上や児童生徒の学力向上を目的とする教育交流を行いました。

また、小中学校において、放課後等の時間を使った学び支援事業を実施することにより、児童生徒が進んでみずから学習し学ぶ力を養う機会となり、学習習慣の定着が進んでいます。

心のケア、不登校対策事業につきましては、学びの相談室などを活用し、学び支援事業と連携しながら、不登校傾向にある生徒にきめ細やかな学習支援及び地域人材を活用した児童生徒の学力向上に努めていますが、今後も学校とともに継続した取り組みを実施します。

保健教育では、学校、家庭、地域が協働で取り組むべき課題として、メディアコントロールによるゲーム、スマホ依存や被害予防に関する授業並びに保護者を対象とした講演を各小中学校において実施し、児童生徒の健全な家庭環境について親子で学ぶ機会としました。

学校教育環境の整備につきましては、教育用パソコンやタブレット機器の整備を行い、情報教育の推進を図りました。

築30年を経過した第五小学校では、屋根改修工事、窓への飛散防止フィルムの貼付工事を行い、安全面に考慮した教育環境施設として整備を行いました。

平成27年度から3歳児教育を開始した第五幼稚園では、園児が伸び伸びと自然体験学習や園外保育を通して健やかに成長しています。

平成28年度には第一幼稚園、平成29年度には第二幼稚園が3歳児保育を開始する計画を進めております。元気な心と体の育成のため、今後も幼児教育の充実と環境整備を図ります。

社会教育総務費につきましては、生涯学習団体の活動推進に努め、特に青少年ボランティアの「ジュニア・リーダー」の育成に取り組み、初原のお泊まり会や幡谷ミニ文化祭への協力など、活動の場を広げ積極的に地域に貢献しました。

また、小中学生を対象に関係機関と連携した「松島防災キャンプ」を平成27年度も継続し、東日本大震災の振り返りと避難所体験等の活動を実施しました。

さらに、協働教育の推進を目的として、各小学校において統一化した体験活動や出前授業を行う「松島まるごと学」を実施し、地域との協働による歴史、文化教育に取り組みました。

公民館費につきましては、町民が生きがいに満ち、健康で創造力に富む人づくりを目指し、松島の地を生かした「松島の歴史を学ぼう講座」や「松島町史を読む」などのほか、親子で楽しむ講座や趣味を生かした講座、教室などを開設し、生涯学習として、自分磨きの機会を

提供しました。

「町民ふれあいスポーツ大会」は、地域相互の交流を図り楽しめるよう工夫し、分館活動の最も大切な地域コミュニティづくりの推進に努めました。

また、毎年開催される「松島町文化観光交流祭」では、公民館活動で活動されている各団体の日ごろ活動した成果を発表し、さらに、松島高校生徒の舞台並びに展示への参加は、町民と一体になった祭典でもありました。

文化財保護費につきましては、引き続き瑞巖寺本道を初めとする指定文化財の修復、保護への補助を行い、所管する施設や史跡の維持管理に努めました。

また、教育振興基本計画に基づき、文化財の周知や啓発に努め、各種講座や展示などを通じて幅広い層への普及活動に取り組みました。

あわせて、瑞巖寺鐘楼下岩窟の発掘調査や文化遺産を生かした地域活性化事業を通じて、町の文化遺産についての調査研究を実施しました。

給食施設費につきましては、安全で栄養バランスに配慮した給食の提供に努めるとともに、食育の推進として、栄養士による食育指導や野菜生産者との交流会などを実施し、また、松島町産の米や野菜等の活用を推進しました。

保健体育総務費につきましては、継続してコーディネーショントレーニングを実施し、幼児の運動神経の発達と運動能力の向上を図りました。

農業用施設災害復旧費につきましては、東日本大震災で被災した排水路の災害復旧工事を実施しました。

公共土木施設災害復旧費につきましては、東日本大震災で被災した道路、漁港の災害復旧に伴う用地買収、物件等の補償や工事を実施しました。

また、平成26年の台風19号で被災した道路、河川の災害復旧工事を実施しました。

続きまして、特別会計の決算について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額22億426万5,000円に対し、歳出総額20億6,574万8,000円となり、歳入歳出差引額1億3,851万7,000円をもって決算を行っております。

国民健康保険事業の健全な運営、町民の社会保障及び福祉の増進と、適切な医療を確保するための医療給付等を適正に行いました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額1億8,938万3,000円に対し、歳出総額1億8,851万4,000円となり、歳入歳出差引額86万9,000円をもって決算を行っております。

後期高齢者医療制度の運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、市町

村事務とされている保険料決定通知書送付や保険料徴収事務、各種申請書等の受付事務を適正に行いました。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額15億3,295万5,000円に対し、歳出総額14億8,031万5,000円となり、歳入歳出差引額5,264万円をもって決算を行っております。

平成27年度は、介護保険制度が大きく改正されてたため、町民への周知を行い、関係機関と連携をとりながら相談体制の充実を図り、適正な介護保険運営に努めました。

また、第6期介護保険事業計画の初年度として、高齢者の生活を支える基盤を整備するため、民間事業者やボランティア団体、住民の代表等で組織する協議体を立ち上げ、新総合事業の準備体制の構築を図りました。

介護予防に関する教室や通いの場については、新たに実施場所を2カ所ふやし、参加者の閉じこもり防止と生きがいづくり、健康づくりに寄与し、健康寿命を延伸する一助となりました。

さらに、地域包括ケア会議を定期的を実施し、関係機関との情報共有や連携を図ることにより、地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、高齢者の生活全般に関する個別の相談について総合的に対応しました。

介護サービス事業特別会計につきましては、歳入総額582万6,000円に対し、歳出総額571万7,000円となり、歳入歳出差引額10万9,000円をもって決算を行っております。

介護保険における要支援認定者の予防プランを委託し、関係サービス事業者への助言、指導や連絡調整により、適正なサービス提供につなげました。

観瀾亭等特別会計につきましては、歳入総額7,718万1,000円に対し、歳出総額6,842万6,000円となり、歳入歳出差引額875万5,000円をもって決算を行っております。

観瀾亭費につきましては、季節に応じた茶菓や地場産品の提供を行い、誘客に努めました。

また、夜の松島の魅力を伝える催しとして、お月見の会や紅葉ライトアップ等で夜間営業を実施しました。

環境整備として、樹木剪定、古木伐採等を行い、維持管理に努めました。

福浦橋費につきましては、カフェベイランドにおいても地場産品を使った軽食の提供を行い、地産地消に努めました。

施設の維持管理を行い、観光客の誘客にも努めました。

松島区外区有財産特別会計につきましては、歳入総額224万6,000円に対し、歳出総額196万3,000円となり、歳入歳出差引額28万3,000円をもって決算を行っております。

歳入につきましては、土地の貸付収入及び積立金からの繰り入れ並びに利子収入等が主なものであります。

歳出につきましては、松島区有地及び高城区有地の管理費用が主なものであります。

そのほかは、財産積み立てを行ったものであります。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額30億6,623万1,000円に対し、歳出総額17億5,949万円となり、歳入歳出差引額13億674万1,000円をもって決算を行っております。

歳入歳出差引額から繰越明許費繰越額 9 億4,798万2,000円及び事故繰越繰越額 1 億8,276万円を差し引き、1 億7,599万9,000円が実質収支額となっております。

歳出の主な内容につきましては、污水处理施設である松島浄化センター等の運転管理であり、総流入污水处理量は154万4,000立方メートルとなっております。

また、雨水排水施設につきましては、排水ポンプ場11カ所の運転管理により、降雨時等の対応を行いました。

下水道施設整備につきましては、高城字愛宕地内、磯崎字長田地内の下水道管渠実施設計業務委託等を実施し、雨水系では、白萩地内雨水路整備工事を実施しました。

また、東日本大震災による地盤沈下浸水対策として、災害復旧事業により、雨水ポンプ場等の調査設計及び小石浜地区の河川護岸かさ上げ工事等を実施しました。

なお、公債費につきましては、元利償還金として 5 億9,496万6,000円を償還しました。

水道事業会計につきましては、平成27年度水道事業の業務量は年度末給水人口 1 万4,788人、年度末給水戸数5,671戸、年間総排水量198万4,000立方メートル、年間有収水量173万4,000立方メートルでありました。

水道事業収益につきましては、5 億5,672万3,000円となり、特に水道料金が大きく減となり、中でもメーター口径25ミリメートル以上の業務用水道料金が大きく落ち込んだことが影響し、1,351万9,000円の減収となっております。

水道事業費用につきましては、5 億3,904万9,000円となり、大崎及び仙南仙塩広域水道の需給水量並びに供給単価が減となったこともあり、3,477万1,000円の減額となりました。

この結果、収益的収支では、1,767万4,000円の純利益が生じました。

次に、資本的収支につきましては、資本的収支としまして、二子屋浄水場実施設計に要する企業債を受け入れております。

また、資本的支出としまして、二子屋浄水場施設建設工事の準備工として用地造成を実施したほか、東日本大震災に係る震災復旧復興工事等の進捗状況に合わせ、排水管移設工事等を

実施しました。

この結果、資本的収入4,500万円に対し、資本的支出が9,262万7,000円となり、差引不足額4,762万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金の取り崩し等により補填しております。

東日本大震災に対する水道施設災害復旧事業は、平成23年度で終了しており、平成27年度においては震災に起因する大規模漏水の発生はありませんが、今後とも管渠等の状況について注視してまいります。

また、国や県町の災害復旧復興事業に伴う排水管移設工事等について、工程調整等によりおくれが発生しておりますが、今後も関係部署との連携を密にし、需要者に支障が出ないように十分に配慮してまいります。

以上が水道事業会計の決算であります。今後もお一層の需要者へのサービスに努める所存であります。

ただいま、一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算状況の概要について説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（片山正弘君） 以上で、議案第86号から議案第94号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで、若干休憩をしたいと思います。2時5分まで休憩したいと思います。

午後1時51分 休 憩

午後2時05分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第36 報告第9号 平成27年度松島町健全化判断比率について

日程第37 報告第10号 平成27年度松島町資金不足比率について

○議長（片山正弘君） 日程第36、報告第9号及び日程第37、報告第10号は地方公共団体財政の健全化に関する法律の規定により、平成27年度決算に基づき健全化判断比率及び資金不足比率の報告であり、関連でございますので、一括で報告を求めたいと思います。

なお、報告書の朗読については省略します。

このことについてご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声あり、なしと認めます。

報告第9及び報告第10号の報告を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第9号平成27年度松島町健全化判断比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し平成27年度松島町健全化判断比率の4指標について報告いたします。

実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、また、連結実質赤字比率については、松島町の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、両比率とも実質赤字がないため、財政健全化法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、「^{なし}—」と記載しております。

また、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、財政健全化法の施行に伴い、4指標の中に移行され、9.0%と昨年度に比べ比率が上がっております。

なお、財政健全化法での早期健全化基準は25%であります、地方債の許可、協議団体の判断基準は、これまでどおりの18%であります。

将来負担比率につきましては、財政健全化法の施行に伴い、新たに算出した指標であり、松島町の一般会計の地方債現在高等のみならず、特別会計への地方債償還に充てる一般会計繰出見込み額及び一部事務組合、広域連合等の地方債償還負担金など、平成27年度以降に一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、74.8%と昨年度に比べ比率が上がっております。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

以上で、平成27年度松島町健全化判断比率についての報告とさせていただきます。

報告10号平成27年度松島町資金不足比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、平成27年度松島町資金不足比率についてご報告いたします。

資金不足比率につきましては、地方公共団体が直接社会公共の利益を目的として経営する企業で、松島町では、地方公営事業法の適用を受けている水道事業会計及び地方公営企業法に準じた観瀾亭等特別会計、下水道事業特別会計が該当し、各公営企業ごとの営業収益に対する資金不足の割合であり、平成27年度決算で資金不足額がないため、財政健全化法第22条第

3項において準用する法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、各会計において「^{なし}」なしと記載しております。

また、備考欄の数値につきましては、法律施行規則の様式に準じ事業の規模を記載しており、営業収益の額（営業収益に相当する収入額）から受託工事の収益の額（受託工事収益に相当する収入額）を控除した額となっております。

なお、資金不足比率については、各公営企業ごとの資金不足比率（経営健全化基準）が20%を超えると一般会計等という早期健全化基準に該当し、経営健全化計画の策定が必要となります。

なお、配布資料につきましては、後ほど担当課長より説明させます。

以上で、平成27年度松島町資金不足比率についてのご報告とさせていただきます。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） それでは、健全化判断比率について説明しますので、お手数ですが、報告第9号及び第10号の健全化判断比率等についての参考資料をごらん願いたいと思います。

町長の説明と重複するものもありますが、あらかじめご承知願います。

まず、1ページをお開き願います。

健全化判断比率として、4つの財政指標について町の財政状況を客観的にあらわすもので、国が示した計算方法により求めるものであります。

その結果、4つの比率はここに記載の数値であり、早期健全化基準及び財政再建基準には至っておらず、数字上は健全な状態であると言えます。

2ページ以降、この比率を求める際の基礎となる項目と金額などを記載してございます。

2ページをお開き願います。

左上の表が一般会計等に生じている赤字の大きさを示す実質赤字比率を求めたもので、平成27年度の実質赤字比率はマイナス27.54%で、前年度より大幅に増加しております。これは、一般会計の実質収支額において繰り越し分が増となっていることによるものでございます。

その他の表が、松島町の全会計に生じている赤字の大きさを示す連結実質赤字比率を求めたもので、その結果は、このページの右下に記載してあるとおり、マイナス101.62%となっております。

このように、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにマイナス表記となっております。このことは、赤字は生じていない、黒字であるということでございます。

3ページをお開き願います。

3ページから5ページまでの表は、地方公営企業法の適用を受ける水道事業会計並びに同法に準ずる観瀾亭等特別会計、下水道事業特別会計の資金不足や資金不足比率を求めたもので、あります。3ページの表の右側の(6)に資金不足額または剰余額をあらわしております。

水道事業会計では、約12億9,600万円の剰余額があり、また、観瀾亭等計及び下水道事業会計も、それぞれ剰余額を有しており、資金不足にはなっていない状況でございます。

資金不足比率については、4ページから5ページについて説明いたします。

資金不足比率は、資金不足額を営業収益または営業収益に相当する収入額の収入の額など、事業規模で除して求めるものであり、その結果プラスの数値で、高ければ高いほど経営状況は悪化していると言えるものでありますが、本町の場合、水道事業会計の資金不足比率の計算の結果、マイナス238.63%で、また、5ページに記載しておりとおり、下水道事業特別会計及び観瀾亭等特別会計の資金不足比率の計算結果は、ともに分子の資金不足額がゼロでありますので、分母の事業の規模に関係なく0%となっております。

このことから、本町の水道事業会計、下水道事業特別会計及び観瀾亭等特別会計は資金不足はしていないということになります。

6ページをお開き願います。

この表は、地方債などの負担額の大きさを示す実質公債費比率を求めたもので、3年間の平均で表すものとなっております。

①から⑱までの数字は、国の統計調査である決算統計や普通交付税算出の際に使用する数値などから求めたもので、これをもとに国が示した計算方法で算出したものであります。

この結果、実質公債費比率は9.0ポイントで昨年度より0.1ポイント上がりましたが、左側の単年度で比較すると、比率は平成26年度から下がっております。

7ページをお開き願います。

この表は、将来負担比率を求めたもので、この将来負担比率は地方債や債務負担行為にかかわるものや、松島町が負担する一部事務組合の公債費残高など、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標として計算するものであります。

この計算は、このページの下の方のとおりであり、平成27年度の将来負担率は74.8%となっております。この要因といたしましては、中段の充当可能財源等の中に充当可能基金というものがありますが、前年度より3億6,200万円の減となったことによるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（片山正弘君） 報告事項において質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。報告を終わります。

日程第38 議案第95号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてについて

○議長（片山正弘君） 日程第38、議案第95号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第95号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員の早川成美氏は平成28年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き教育委員会委員に任命することについて、ご同意を賜りたくご提案申し上げるものです。

早川成美氏は、資料に掲載したとおりであります。昭和23年12月3日生まれで、昭和46年3月に宮城教育大学教育学部を卒業され、昭和46年4月に松島町立松島中学校教諭を初めとして県内の中学校教諭を歴任され、平成6年4月に宮城県教育委員会指導主事、平成9年4月に大和町立吉田中学校教頭、平成13年4月に利府町立しらかし台中学校校長に就任、平成15年4月に富谷町立東向陽台中学校校長、平成18年4月に松島町立松島中学校校長を歴任し、平成21年3月に定年退職されております。

平成21年4月には宮城県環境生活部共同参画社会推進課青少年専門員を3年間勤められております。

平成24年10月から松島町教育委員会委員を務めております。

教育に関する深い見識を持った人格高潔な方であり、教育委員会委員として適任者と考えております。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件でございます。討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思い

ます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

これより、議案第95号を採決します。

採決の方法につきましては無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

投票の準備をさせます。

〔投票の準備〕

準備ができました。議場の出入り口を閉鎖願います。

〔議場の閉鎖〕

ただいまの出席議員は12名です。

立会人を指名します。会議規則の規定により、8番今野章議員、9番太齋雅一議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（片山正弘君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

投票に入ります。事務局長が議席番号と使命を読み上げますので、順次投票を願います。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（片山正弘君） 投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 投票漏れがなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

8 番今野章議員、9 番太齋雅一議員、開票立ち合いをお願いいたします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（片山正弘君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。局長。

○事務局長（千葉義行君） 報告します。

投票総数 1 2 票

有効投票 1 2 票

無効投票 0 票

可とするもの 1 2 票

否とするもの 0 票

以上であります。

○議長（片山正弘君） 以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第95号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意をすることに決定いたしました。

続けて同様の投票用紙の採決のため、議場は閉鎖したままといたします。

日程第39 議案第96号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（片山正弘君） 日程第39、議案第96号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第96号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員の平秀毅氏が平成28年9月30日をもって任期満了となりますので、新たに鈴木康夫氏を教育委員会教育委員に任命することについて、ご同意を賜りたくご提案申し上げます。

鈴木康夫氏は、資料に記載したとおりであります。昭和26年4月10日生まれで、昭和54年3月に東北大学大学院工学研究科修士課程を修了され、昭和54年4月に宮城県職員として入

庁され、平成13年4月に宮城県産業技術総合センター食品バイオ技術部長を初めとして、平成18年4月に宮城県産業経済部技術参事兼研究開発推進課長、平成19年4月に宮城県産業技術総合センター研究連携推進監、平成21年4月に宮城県産業技術総合センター所長を歴任し、平成24年3月に定年退職されております。

平成24年4月から公立大学法人宮城大学地域連携センター教授を務めております。

教育に関する熱意を持ち、社会的見識のある人格高潔な方であり、教育委員会委員として適任者と考えております。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

これより、議案第96号を採決いたします。採決の方法につきましては無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

ただいまの出席議員は12名です。

立会人を指名します。会議規則の規定により10番色川晴夫議員、11番菅野良雄議員を指名いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（片山正弘君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

投票に入ります。事務局長が議席番号と使命を読み上げますので、順次投票をお願いします。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（片山正弘君） 投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 投票漏れがなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

10番色川晴夫議員、11番菅野良雄議員、開票立ち合いをお願いいたします。

開票をお願いします。

〔開 票〕

○議長（片山正弘君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。局長。

○事務局長（千葉義行君） 報告します。

投票総数 1 2 票

有効投票 1 2 票

無効投票 0 票

有効投票中、可とするもの 1 2 票

否とするもの 0 票

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 以上のとおり、賛成全員であります。よって、議案第96号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意をすることに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場の開鎖〕

日程第40 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（片山正弘君） 日程第40、諮問第6号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

諮問の朗読を省略し、諮問の理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 諮問第6号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

村山秀允氏は、平成10年12月1日より人権擁護委員として法務大臣の委嘱を受け、人権擁護問題及び人権啓発事業等積極的に活躍されており、現在、塩竈人権擁護委員協議会常務委員を務めております。

同氏については、平成28年12月31日までの任期にとなっており、再度委員候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 諮問の理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

ここで、意見の調整を行いたいと思います。

暫時休憩をします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

傍聴の皆様申し上げます。意見調整のため暫時休憩をいたします。

午後2時38分 休 憩

午後2時43分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

お諮りいたします。諮問第6号につきましては、適任と答申したいと思いますが、このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第6号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては適任と答申することを決定いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして本日の会議を閉じ、散会いたします。

再開は9月5日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後2時44分 散 会